

平成17年（2005）旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成17年9月28日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

---

出席議員（66名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 角 崎 浩 一 | 2 番  | 日 向 一 晴 |
| 3 番  | 伊 藤 房 代 | 5 番  | 林 七 巳   |
| 6 番  | 山 田 芳 邦 | 7 番  | 向 後 悦 世 |
| 8 番  | 景 山 岩三郎 | 9 番  | 高 野 宇一郎 |
| 10 番 | 高 木 寛   | 11 番 | 石 毛 昭 夫 |
| 12 番 | 長谷川 喜代司 | 13 番 | 鶴 谷 富士男 |
| 14 番 | 滑 川 公 英 | 15 番 | 嶋 田 哲 純 |
| 16 番 | 安 藤 政 平 | 17 番 | 内 田 芳 助 |
| 18 番 | 佐 藤 章 吾 | 19 番 | 宮 内 真 二 |
| 20 番 | 柴 田 徹 也 | 21 番 | 木 内 欽 市 |
| 22 番 | 佐 藤 芳 民 | 23 番 | 浪 川 光 平 |
| 24 番 | 伊知地 直   | 25 番 | 佐久間 茂 樹 |
| 26 番 | 大久保 源 一 | 27 番 | 日 下 昭 治 |
| 28 番 | 平 野 浩   | 29 番 | 齊 藤 勝 昭 |
| 30 番 | 林 俊 介   | 31 番 | 明 智 忠 直 |
| 32 番 | 林 一 雄   | 33 番 | 小 倉 輝 行 |
| 34 番 | 菅 谷 源兵衛 | 35 番 | 藤 田 昌 功 |
| 37 番 | 相 澤 多喜壽 | 38 番 | 加 瀬 義 夫 |
| 39 番 | 木 内 兵 衛 | 40 番 | 大 極 博   |

4 1 番 向 後 保 夫  
 4 3 番 嶋 田 茂 樹  
 4 5 番 岩 崎 好 治  
 4 7 番 島 田 壽 雄  
 5 0 番 久須美 佐 内  
 5 2 番 高 橋 利 彦  
 5 5 番 在 田 榮 治  
 5 7 番 菅佐原 滋 之  
 5 9 番 林 正一郎  
 6 1 番 鈴 木 正 道  
 6 3 番 伊 藤 清 昌  
 6 5 番 神 子 功  
 6 7 番 金 杉 佐久治  
 6 9 番 林 一 哉

4 2 番 高 木 武 雄  
 4 4 番 石 毛 忠 雄  
 4 6 番 成 毛 秀 夫  
 4 8 番 向 後 忠 昭  
 5 1 番 向 後 和 夫  
 5 4 番 江波戸 邦 夫  
 5 6 番 高 橋 敬  
 5 8 番 木 内 茂  
 6 0 番 菱 木 勘兵エ  
 6 2 番 羽 田 清太郎  
 6 4 番 阿 部 一 成  
 6 6 番 松 木 源太郎  
 6 8 番 伊 藤 鐵  
 7 0 番 加 瀬 実

---

欠席議員（３名）

4 番 越 川 芳 男  
 5 3 番 嶋 田 正 治

4 9 番 佐 藤 文 雄

---

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良  
 教 育 長 米 本 弥榮子  
 病院事務部長 今 井 和 夫  
 新市行政長 加 瀬 博 夫  
 企画課長 加 瀬 正 彦  
 税 務 課 長 江ヶ崎 純 敏  
 環 境 課 長 堀 川 茂 博  
 健康管理課長 浪 川 敏 夫  
 高 齢 者 福 祉 課 長 横 山 秀 喜

助 役 重 田 雅 行  
 病 院 事 業 者 村 上 信 乃  
 管 理 者  
 総 務 課 長 増 田 雅 男  
 秘書広報課長 平 野 哲 也  
 財 政 課 長 高 埜 英 俊  
 市 民 課 長 小長谷 博  
 保険年金課長 増 田 富 雄  
 社会福祉課長 林 久 男  
 商工観光課長 小 田 雄 治

|                 |       |        |       |
|-----------------|-------|--------|-------|
| 農水産課長           | 堀江隆夫  | 建設課長   | 米本壽一  |
| 都市整備課長          | 島田和幸  | 下水道課長  | 山崎健次  |
| 海上支所長           | 木内孫兵衛 | 飯岡支所長  | 佐久間俊雄 |
| 干潟支所長           | 木内國利  | 会計課長   | 遠藤純夫  |
| 消防長             | 佐藤眞一  | 水道課長   | 宮本英一  |
| 庶務課長            | 在田豊   | 学校教育課長 | 多田清司  |
| 生涯学習課長          | 神原房雄  | 監査委員局長 | 花香寛源  |
| 農業委員会<br>事務局 会長 | 野口徳和  | 飯岡荘支配人 | 野口國男  |
| 病院経理課長          | 鏑木友孝  |        |       |

---

**事務局職員出席者**

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 事務局 長 | 来栖昭一  | 事務局次長 | 堀江通洋 |
| 主 査   | 穴澤昭和  | 主任主事  | 石毛勝子 |
| 主任主事  | 飯田裕紀子 | 主任主事  | 飯笹浩一 |
| 主 事   | 山崎香里  |       |      |

---

開議 午前 10 時 0 分

○議長（林 正一郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は66名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（林 正一郎） 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 久須美 佐 内

○議長（林 正一郎） 通告順により、50番、久須美佐内議員、ご登壇を願います。

（50番 久須美佐内 登壇）

○50番（久須美佐内） 平成17年旭市議会第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、感謝申し上げます。

私は、今回1市3町が合併したことにより、これから大変問題になるだろうと思われる環境問題について、今回は旭市の不法投棄現場2か所と旧干潟町の住民の方が非常に心配している溶融炉の問題について、大きな2番目といたしましては、干潟町において退職された方の早期退職制度についての考え方について、大きな3番目といたしましては、合併後の市役所の窓口等の職員の対応についてということで質問させていただきます。

初めに、環境問題の1番目なんですけれども、今、旭市の琴田地区、農振地域なんですけれども、今から10年か11年くらい前に未処理の汚泥を大量に持ち込んだ約9反部に及ぶ農地がありまして、それが県の方でもこのまま見過ごすわけにいかないということで、そこでストップをかけまして、その後9年間放置されたままの状態の中で、タイヤ、ごみ等の投棄が、本当に近所の人からも本当に困っているという状況の現場にされてしまったわけです。私もその現場は、私も平成3年から議員をやってまして、あそこを通るたびに困ったもんだ、

どうすればいいのかなと、そういうことは考えていましたけれども、なかなかやはりいい案が無いというのが現状でありまして。

不法投棄の考え方といたしましては、今、不法投棄されてしまったものに対しては全部県が不法投棄の問題をやるんだと。ただ、私は不法投棄の問題を県に任せっ放しでいいのかなと、これはもうずっと前から考えていたことで、されてしまったら一切触らせないと。そうすると、じゃ、未来永劫にわたってごみの山を旭市にどんどん築いていって、そのままでもいいのかと。そうしますと、今度合併したことにより、これは本当に大きな問題になってくるだろうと。そういう考え方の中で、私はたまたまあの琴田の農地について、あそこを費用がそんなにかららないで利用ができるものであるならば、農地に戻して利用したいという方がありまして、それはぜひそういうことで、私もそうしていただきたいという思いがあって、県民センターの方に出向いて担当の職員と話をしたわけです。そうしましたら、先ほど言いましたように、一切あそこは触らせないと、不法投棄の現場だから。じゃ、あなた方県の職員は不法投棄の現場の一言で触らせない、私らも何もしない、それでいいかもしれないけれども、旭市の市民にとってごみの山をそのまま見過ごしておくわけにいかないだろうと、こういうやりとりの末に、とにかく県は一方的にあの汚泥を全部処理場に持って行って処理しろと、こういう話だったわけです。

ですから、あんた何を無理なことを言っているんだと。汚泥といたら、トン何万円するものを処理場に持っていくということは、あの農地を使うよりも、あの農地を買う金よりもかかって、新規に近隣の農地を買い求めるよりもかかるものを誰が是正して使うんだと。言っていることが分からないわけではないけれども、本当にそんな行政指導でごみの問題が片づくのかというやりとりの中から、じゃ、とにかくあそこに砂を入れて、農地の畑の土としてやれるかどうかというところを考慮しながらの中で検討しましょうということになりました。発がん試験やなんかをやったんですけれども、その時にとにかく私も手伝いながら中でやってきた。それを見た近隣の方は、あのごみの山から今こういうことになって本当に助かるとかという、農協関係の方もすぐ隣接にいるんですけれども、その理事なんかも、いや、今までごみの不法投棄の現場だったのがこうやってなると本当にいいなという話だったわけですが。今まで、あそこの県が不法投棄の現場ということで認定した後、県と市において是正についての話し合いはしたことがあるかどうか、まずこの1点。

2点目は、現在改善しているわけですが、地元のあそこの現状を知っている人がどのような感想を持っているのか。こういったことが、例えば農業委員会の方で、農業委員も

あそこらに興味を持っている方がかなりいると思うんですけども、そういったものを聞いていれば、教えていただきたい。

それと、市の農地を守る立場の農業委員会の事務局としての感想、これもお聞かせいただきたいと思います。

以上、琴田の問題については3点です。

2点目の神宮寺の問題なんですけれども、実はここももともと養豚家が養豚業を営んでいる。その中でたまたま相談を受けて、ごみが捨てられているので、とにかく自分の農場としてもごみが無くなるということを何とかしたいと。ついては、とにかくそういう現場なので、土地を求めた上である程度自分の費用を持って、その現状をきれいにすることまで考えている中で何とか相談に乗ってもらえないかという話がありました。これも県民センターの方に行きまして、とにかく今現実問題として、これだけの豚舎が建って、わきに不法投棄の現状がこうしてあるんだから、何とかこれを打開して、環境的にもいい形でのあれはできないものかということで話し合いをしました。

そうしましたら返ってきた問題が、あれは焼却灰ですと。焼却灰ですので、撤去するとするならば1,000数百万円かかりますねと、こういう話だったわけです。ただ、私もその時点では、そんなにかかって、県にも金もないだろうし、こういった公の場で言うのもどういものかなという考えはあったんですけども、先ほど言ったように、ごみの問題を全部県に任せておいたら、触らせない、何も構わせない、これだけで済ませるというのは、これは本当に、県の職員はそこに2年か3年、長い人で5年くらいいけば移動してしまうだろうと。しかし、旭の職員はずっといる、旭市民もずっといるということを考えた時に、これはやはり何としてでも、ここでの議論はともかく、市長とも話をしながら何とかいい方法を考えてくださいよと、こういう話にせざるを得ないのかなと思っているわけなんですけれども。

その中で、取りあえず燃え殻ということになるとダイオキシンという問題が出てくるわけなんですけれども、そこに現在飼育されている豚がいるということの中で、果たしてダイオキシンの問題を絡めた中での焼却灰を堆積した状態の山があるということが本当に許されるのかなという問題の中で、これは担当にもお願いしておいたことなんですけれども、あの燃え殻の中のダイオキシンの濃度はどのくらいなのか。全体量としてはどのくらいあるのか。そして、これは先ほど言いましたけれども、正確な金額までは聞いていませんでしたけれども、見積もりも出してありますと。じゃ、撤去費用はどのくらいかかるものなのか。

2番目といたしましては、県は今後、その神宮寺の焼却灰の現状についてどのような対策

を考えて、安心できる地域にしてくれるのかという、その考え方というものを聞かせていただきたい。これは旭市ではなくて、県の方に聞いておいてくださいよと言ったことの中で結構です。とにかく私は、県も市も一つになって対応しなければ、市もごみは県ですよ、県は私の方で受けましたけれども、不法投棄の場所は一切触らせない、構わせない、そのまま放置しておきなさい。これはそのまま是認するわけにいかないよという考え方ですので、ぜひこれは議論しなければならない問題だと思います。

それから、3番目の問題として干潟町の問題なんですけれども、これは全く最新の情報があるということで、これは再質問の時に環境課長から答えていただきたいと思うんですけれども、私はあくまでも自分が一般質問をする時点での聞く内容ということの中で質問させていただきます。

1点目としましては、本来、町の許可ではなかったものを許可してしまって、後日、取り消しの決定の判断をするということは、これは取りあえず法的にはどのような解釈をすればいいのか。私ら全く分かりませんので、その辺のところを1点お聞きしたいところです。

それと2番目は、この時点では、私は委員会を傍聴した時の話の中で聞きますと、溶融炉は、千葉県は焼却施設、これは相手方ですけれども、環境省は焼却施設ではない、こういう見解であるということでした。この焼却施設でないという場合の許可というものは、この時点では有効なものであったのかどうかと。これは市判断が示されている中ですので、この質問が適正なものかどうかというのはちょっと、これは課長の答弁で結構だと思います。

それから、県の資源循環課の方と8月中旬に三度ほど打ち合わせしているわけなんですけれども、私が感じていたことは、県はやはり市町村が許可してしまったことだという考え方が根底にあるのかなというふうに感じられたわけです。それは県民センターの職員の方もちょっと言ったんですよ、町が勝手に許可したことだからと。あんた、そんな無責任な言い方ないではないかと、これもやり合った件があるんですけれども。あくまでも、ですから今県は一生懸命やってくれているみたいなんですけれども、これも担当課長は直接県の方と接触しているわけですから、その辺のところの県の今の考え方を教えていただきたいと思います。

それと、この許可に対して、工事を始めてしまっていることに対して、委員会を傍聴している中でちょっと感じたことは、道路の問題を非常に多く出して、道路を工事するために利用できない方策はないのかと。それによって工事が止められるだろうというような考え方があったように、私は傍聴していて受け取ったわけなんですけれども。

私は、行政の考え方として、たとえなんでからが許可した施設があつて、それを違う手だ

てで止めなければいけない、建設させないという形の中のこの炉を抜きにして、道路で工事をできなくしてしまうというのは、これはちょっと本末転倒ではないのかなと。やはりあくまでもそれが不適格なものだと、申請の書類と違うものを行っているではないかと、こういうことで止めるならともかく、道路で言うては悪いですけども邪魔をするとか、難癖付けてというのは、これは行政の本来とるべき姿ではないだろうなという思いがあるわけですけども。

この中で建設課長にお聞きしたいのは、道路というものはどういうものなのかということと、あそこの現状で道路について規制のかけられるものというのはどういうことがあるのか。これをお聞かせいただきたいと思います。

それと、これは住民の方は非常に不安に思っているわけですけども、この最後の質問は、私が一番思っているのは、環境課長の判断は焼却施設だと。ところが県は9月13日の時点で、当該施設が廃棄物処理法に想定する焼却施設に該当するか否か、県が見解を示すまでの間、工事及び資材の搬入を中止し、現場の安全管理に努めること、これを資源循環課の副課長が指導しているわけです。そうすると、この部分では本当にそれが止められるのかなという不安、なぜあれほど早く問題が起きて、干潟町でもすぐ自分たちの許可がまずかったということで取り消しをしたにもかかわらず、県がこの時点でまだ判断をしていないわけです。こういうことを見ると、やはり地元の方は不安になるだろうと。場合によっては、今度は両方の間をとって実証炉あたりでどうだというような話が無いとも限らないわけです。

ですから、その時点で、私は初めて海上町で全協を開いた時にこの問題を知ったわけですけども、その時点で、あくまでもこれは想定の話ですけども、熔融炉が仮に建設されても、一般廃棄物はあくまでも市町村の処理だということを考えた時に、現状で旭市においてごみの処理はほかに依存することなく自分の所でできるんだということであるならば、一般廃棄物が一切出ませんという形になったならば、これは根本から別にそんなに大騒ぎしなくても、絶対に業としては成り立たないだろうと、こう思うわけです。これに対して、課長の方から旭市の現状のごみの処理の能力と、仮に、あくまでも仮にで結構ですけども、そういった場合に、業者が業として成り立たない形に持っていく方法というものは十分考えられるかどうか、これをお聞かせいただきたいと思います。

次に、旧干潟町の問題で大変恐縮なんですけれども、勧奨退職の中でちょっと私も耳に挟んだことなんですけれども、勧奨退職というのは、4、5、6と3か月の中で事前に要するに市町村に言うておくことによって、市町村は次の採用やなんかに対応すると。そういう中

で、そういう方には年度末をもって勸奨退職の対象にするんだと、これが基本的な考えだと思うんですけれども。要するに干潟町では6月30日に退職された方に、規定の中での一番優遇されている給料の2号俸アップと、勸奨退職ということをしたということを聞いたわけですが、これが本当にあったのかどうか。

それと、旭市において、新市において退職された方がいると聞きましたけれども、この退職された方にはどういった退職の形をとられたのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

それから、大きな3点目ですが、合併して職員も今830何名、そういう中で市民は細かいことはともかくとしても、合併したらよくなると。よくなるということの一つには、窓口の対応もよくなるだろうし、いろいろな意味で職員のレベルアップが図られて、きっと、例えばいろいろな難しい問題なんかも、今までは電話1本すると、きょうは担当がいません、きょうは誰がいません、それは私はもう昔から思っていることですが、非常に対応が悪いと思う。片方は電話1本で職員がいません、担当がいませんで済みますけれども、電話している方はもっと本当に緊迫した状態の中で電話して聞きたいことがある、これに対応できないというのはちょっとおかしいだろうと。ただ、今までは多少我慢できる部分があったとしても、これから市民はそんなに甘くは見てくれないだろう。何しに合併したんだろう、こういうことになると思うわけです。

ですから、ここの問題で私もいろいろな方と話をしたり、自分で推計したあれから見ると、現在の職員数から200名くらいは減らせる状況かなと。ただ幸いなことに、公務員という立場にいる以上は民間のようにリストラされることはないですし、取りあえず役所にいれば給料はもらえると。しかし、職員は、合併したことによって議員も減らす、これは現実にもう12月ですから。職員も減らせるだろう。首長、四役の方々も減る。みんなある程度犠牲を払っている中で、取りあえずは、職員はその方よりは恵まれていると。そういう中にあって、単に甘えの考え方だけであったんではやはりそれはおかしいだろう。

そういうことを考えていく時に、私も確かに事情は分かります。全然知らなかった人が部下になったり上司になったり、それでまだ3か月たないわけですから、なかなかしっくりいかないのは分かります。いろいろな意味で職員の会話もありますから、合併前の身分の昇任・昇格なんかでも、それぞれの町でいろいろ行った中で不平不満もあるだろう、これも分かります。しかし、それは言っても一朝一夕にはすぐ直せる問題ではないということを考えた上で、これだけ大勢の職員でそれぞれの考え方を持っている。そういう中で、これからこ

の職員の教育というものは非常に難しくなってくると思うんですけれども、今後この職員の教育というものをどのようにして、合併した意義というものを市民の方に答えられるような形にするために、どういう教育をされていくのか。これをお聞かせいただいて、第1回目の質問といたします。

○議長（林 正一郎） 久須美佐内議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、久須美議員の質問に対しまして、市としての考え方について私の方からお答えをさせていただきます。同時に、細部にわたります面では担当の課長からお答えをいたさせますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

まず、環境問題でございますけれども、不法投棄をされた産廃に対しては県でなければ触れない、そのようなお話がございましたけれども、その一番の窓口は市でございますので、県とも十分相談をしながら、市民の皆さん方に心配をかけないようにしっかりと対応をさせていただきますので、この件に関してはよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、旧干潟町においての合併直前の退職のいわゆる勧奨制度を利用した早期退職の問題でありますけれども、この件に関しては、私が旧干潟町の問題で口を挟むということではできませんものでご理解をいただきたいと思います。ただ、2名ほど勧奨退職なされた職員がいるということは伺っております。

それで、この勧奨退職制度でありますけれども、恐らく私の考えとしては、いわゆる職員の新陳代謝を進める、早める、そういった意味合いを持ってこういった制度が作られたんじゃないのかな、そのように考えております。そして、そういった制度がある以上、ご利用をいただくのは、これはもう職員の個々の考えでありますけれども、その勧奨制度の利用法にしっかりとのとった形で利用させていただきたい。といいますのは、7月から9月いっぱい勧奨退職の申し込み、申請がございます。そして退職をするのは年度末というのがこの勧奨制度ですから、その形で使わせていただきたい。そして、年度途中で退職した者に関しては勧奨制度の適用はいたしませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、職員の対応が悪いということでございますけれども、本当に合併直後でございます、非常にいろいろな雑務に追われておりまして、そういった意味で今、久須美議員からお話があったような問題も、私のところにも電話もいただいております。しっかりと課長たちと相談をしながら、職員の教育に励んでいきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願い

いしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（林 正一郎） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和） 琴田地先の農地への汚泥の不法投棄と是正についてお答えいたします。

局長、事務局の感想ということですが、行政委員会の事務局ですので控えさせていただきます。まして、当該土地に対しての農業委員会としての対処の状況についてお答えいたします。

琴田地先の土地につきましては、平成8年5月ごろに土砂の採取を行い、その後に汚泥が不法投棄された現場でございます。その後は農地として耕作した状況はなく、是正について検討・協議した経過はございません。

土壌改良につきましては、今年5月ごろから行っておりましたが、現地を知っている人への聞き取りをしたことはございません。そして、去る6月に、地権者より農業委員会に対し、農地法第3条県許可分の申請があり、農地としての復元に対する地権者の意向と現地状況を考慮し、農地として所有権を移転することに許可相当とし、県に送付したところでございます。現在、県民センターにおいて、当該土地の土壌改良状況の確認後に結論が出ると聞いております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、ご質問の大きな1番目の環境問題について、それから（2）、（3）についてご回答いたします。

（2）の神宮寺の焼却灰に含まれるダイオキシンの濃度及び全体量とその撤去費用についてのご質問ですが、神宮寺の焼却灰については、県が産業廃棄物の不法投棄として認定しております。久須美議員もご承知のとおり、産業廃棄物の所管は県にあります。内容を確認いたしましたところ、ダイオキシンの測定は実施していないとの回答でした。全体の数量が約300立方メートル、撤去費用につきましては約2,000万円くらいかかるそうです。

また、県は今後どのような対策を考え、安心できる地域にしてくれるかのご質問ですが、今後も行為者あるいは排出者に対し行政指導を行っていくとの回答でした。

市としても、議員のご質問の趣旨に応えられるよう、県に協力して、住民が安心して暮らせる地域にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、3点目の干潟地区の焼却炉問題についてのご質問ですが、昨年12月27日、株式会社

環境シンフォニックから旧干潟町に対し、一般廃棄物の処理業の許可申請が提出され、本年1月14日付で同申請が許可されました。その後、6月2日に地域住民から許可取り消しを求める請願書が町議会に提出され、全会一致で採択され、6月10日、議会議長から町長へ許可取り消しに関する意見書が提出されました。

このようなことから、干潟町は県資源循環推進課の指導を受けた結果、瑕疵ある許可であることが判明し、6月20日付で業者に許可の返納等を求める通知をいたしました。業者が応じてくれず、やむなく干潟町は6月29日付でこの許可の取り消し処分を行ったものです。

これを不服とした業者は翌日、干潟町長に異議申立書を提出し、これを引き継いだ旭市は8月22日、申立人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可要件を備えておらず、許可されないものについて瑕疵による許可が行われたことに対し、瑕疵ある行政行為の取り消しを行ったものであるとして、この異議申し立てを棄却したもので、法律的にも手続き的にも全く問題はないものと判断しております。

溶融炉は、廃棄物及び清掃に関する法律、同法施行令第5条第1項括弧書きの焼却施設に当たるかどうかということですが、私どもは平成10年10月28日付で、国が都道府県知事あてに通知した指針の中で、ごみ焼却施設として溶融炉が含まれており、これを根拠として県に届出の必要な焼却施設との判断をいたしましたので、国も県も焼却施設であるとの判断をしてくれるものと確信をいたしております。この廃棄物の処理施設は焼却施設であり、しかも県に届け出を行い、許可の必要な施設であるため、この業者に対して県から行政指導をしていただくため、8月中に市長が1回、環境課が3回、県資源循環推進課に出向きましたので、ご理解を賜るようお願いいたします。

以上で環境課の回答を終わります。

○議長（林 正一郎） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） ご質問の灰溶融炉建設に係る道路で工事を中止させること、法的に可能か、それから道路の規制はどうなんだということにつきましてお答えいたします。

このたびの件で道路管理者のできることというのは、一つには、砂採取業者に道路法第40条によります道路・橋梁の原状回復義務の履行を指示するという、それから二つ目に、用水路にかかる橋の道路法第46条の規定による制限、これは重量制限ができるというふうに考えます。あの橋の設計荷重が14トンとされていますので、それを超える重量の規制をかけるとすることは可能だということになるわけであります。

道路法第46条というのは、道路管理者は道路の構造を保全し、または道路の危険を防止す

るため、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限することができるというものであります。つまり道路の危険を防止するために重量規制をするということができるというものであります。

なお、道路法第43条にも、何人も道路に関し、みだりに道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならないということがありますので、道路管理者といえども、正当な理由のない行為をしてはならないというふうに考えるわけであります。したがって、道路で工事を中止させるということは難しいと考えます。

以上です。

○議長（林 正一郎） 50番、久須美佐内議員。

○50番（久須美佐内） 再質問をさせていただきます。

今、市長の方から、これからそういうことはないという中で、私が言いたいのは、この1件にとどまらず、こういうものを見てみると、ただしと、要するにただし書きが多くて、何でも市町村長が認めればいいというのが公務員に対するだいたい適用みたいなところがあるわけです。これはやはり一般の市民からすれば、それはちょっと違うのではないのというのがやはり普通の感情だと思うんですよ。

ですから、そういった方向に臨んで、これでちゃんと決まっているものはいいいけれども、途中でやめる人に対しても、町長・市長が認めれば何でもいいんだということではなくて、やはり決められたことを、ただし書きやなんかを使ってやるというのはいかがなものかなという思いがあったものですから、お尋ねした次第です。

それと、例えば特別昇給なんかもそうですけれども、在職中の勤務成績が特に良好だった場合には2号俸給料を上げることができると。じゃ、これを誰が特別優秀なんだと、そういう問題が出てくるので、決まったことでやる分にはやむを得ないだろうと、現状でそれで決まっているんだからということで納得する部分はあるんですけれども、中途にまでかけると、じゃ、その人はそんなに優秀だったから、原則はそういう申し入れがあって3月31日ということが決まってもやれるんだなということは、安易にやはりそういうことはあってはならないことかなという思いがありましたのでお尋ねした次第で、回答はいりません。

それと、この件でお聞きした一つには、これからすぐ合併ということはないでしょうけれども、合併間際に急遽自分のところの職員、これを大事にかわいく思うのは、これは任命権者として当然ですけれども、それがために今多少ひずみが出ているということもやはりあるんだということを管理職の立場の方々にはよく理解をいただいて、その辺のあつれきがあまり

生まれないようにということの中で、皆さんでよくこれからの行政のあり方を考えていただきたい。

特にお願いしておきたいことは、とにかく先ほど言いましたように、どう考えても人員は多いわけですから、なるべく一つの課に電話した時に一言で分かりませんというような返事ではなくて、ある程度の答えは出せるくらいまで職員がそれぞれに勉強をしていただきたいと、そういうことが昇任・昇格の基準になるのが当然だろうと、こう考えるわけですので、その辺のところも十分ご配慮をいただきたいと、このように思っております。

それと、干潟町の問題ですけれども、私がなぜ、こういったことでちょっと先ほど課長答えていない部分でまた聞くんですけれども。10年10月に県から通知が来ている中で、ある程度理解しているのが当たり前だと思うんですよ、県は。それが、溶融炉が焼却施設であるということはですよ、今の課長の答弁を聞いている限りは。であるならば、なぜ9月13日に県が見解を示すまでの間なんて、こういうことになるんだ。こういうことがあるから、道路でも何でもみんな危険になるんですよ。駄目だって法律ではっきりしたものであれば、いろいろなことをやってもいいでしょうけれども、県の見解ができていないものをむやみに何かやったら、逆に今度は訴訟問題になるだろう、そういうふうに考えている部分があったわけです。

ですから、私はいつでも、市の職員ではないので、別に県とやり合ったって構わない立場だから言わせてもらいますけれども、何事に付けても県はずる過ぎる。先ほどの神宮寺の件にしても、業者、排出者行政指導を行う。バケツ一杯の焼却灰を片づけるのも行政指導かということなんですよ。何十年かけても片づけていれば、こつこつ持ち出していけばいいのか、それは違うだろうと。それだけ2,000万円もかかるような危ない焼却灰を野積みにして置いて、ダイオキシンの濃度も調べないなんていうのはとんでもない話だと思うんですよ。まして隣には生き物が生きているわけです。これは、県はやはりちょっと怠慢だろうと。

そういう意味で、あくまでも県を頼りにするのではなくて、先ほど市長言われたように、もうごみの問題は市の職員も一生懸命やって、地域の人も巻き込んで、そういう中で県に何とかしてくれないと困るよということをやらなければ、触らなければいいんだ、放置しておけばいいんだということが、だから私は県はずるいと言うんですよ。何を言えば、市が勝手にやったこと、町が勝手にやったことと言ってみたり、10年に通達が来て、本来ならもっと早い時点であれは焼却炉ですよと。ですから、シンフォニックが出したものは、その処理能力とあれを考えたら、もう最初から県の許可だったんだと一言で言わなければならないもの

を、9月に入ってこの程度のことを言っているようでは、どこまで県を信用していいのか。

ですから、私は最終のあれとして課長にいま一度お尋ねしたいのは、一般廃棄物である以上は、課長が責任を持って、仮にそういう事態になっても旭市で十分処理の能力があるんだということがあった時には、一切、旭市自らが単独で処理して業者に任せることはありませんと、この部分を聞きたいわけです。いま一度、このご回答をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 9月13日の立入検査の時点では、確かに議員のおっしゃるとおり、県はこの時点では、あの施設が焼却施設であるとの判断はしておりませんでした。9月の最近の一番新しいお知らせする情報といたしましては、9月21日、ちょうど9月の定例議会の初日の日なんですけれども、この日に県は、あの環境シンフォニックの施設は焼却施設に該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、県知事の許可が必要な施設であるという判断をしたと聞いております。

それから、県の対応が非常に遅いというふうなお話ですけれども、確かに私どももその辺につきましては多少感じておりますけれども、事務の分担上、市が判断できない、そういうことになっておりますので、それらにつきましては何度も県に足を運ぶなり、あるいは県が判断しやすいような資料を県に提供して、できる限り早く地域住民に応えられるように努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 50番、久須美佐内議員。

○50番（久須美佐内） それでは、再々質問。課長、もう一度お尋ねしますけれども、これから多分司法の場にゆだねられることになると思うんですけれども、課長の話を聞いていて、今までの経緯を聞いていて、多分これは法的にもまず問題ないだろうと、こういうふうには感じるわけですけれども。やはり法律の専門家でない立場からすれば、そういうことの中で先ほど言ったように、これは答えられないなら答えられないで結構ですし、答えられたらという前提でいいんですけれども、仮にそういうことが司法の場で自分たちの思いと逆だった場合に、先ほど言ったように、幾ら業者に許可がおりたとしても、あそこで業として溶融炉が稼働することは、一般廃棄物が出ない、旭市が任せない以上は稼働することはできないということの答えが答えられるかどうかということをお尋ねして、最後の質問にいたします。

○議長（林 正一郎） 久須美佐内議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 今の久須美議員の質問でございますけれども、その質問のとおり、市の方で焼却灰を環境シンフォニックにゆだねるつもりは全くございません。裁判でも何でも、きちんと受けて立てるように、既に顧問弁護士もお願いして用意を整えてございますので、この問題に関しては全く許可をするつもりはございませんので、そのように議員方もご了解をお願いしたいと思います。

（「最後に、今の意見で本当にありがとうございました」の声あり）

○議長（林 正一郎） 久須美佐内議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 日 向 一 晴

○議長（林 正一郎） 続いて、2番、日向一晴議員、ご登壇願います。

（2番 日向一晴 登壇）

○2番（日向一晴） 2005年、平成17年9月旭市定例市議会におきまして一般質問をさせていただきます。

大きく分けて3点お伺いいたします。大きな1点目は新市まちづくりについて、大きな2点目は次世代育成支援計画について、大きな3点目は市内全域をブロードバンドに、以上3点及び細目についてお伺いいたします。

大きな1点目の新市のまちづくりについてお伺いいたします。

本年7月1日、新旭市が誕生いたしました。平成の大合併と言われるように旧合併特例法のもと、全国的には平成11年3月末には3,232市町村であったものが、平成18年3月末には1,822市町村になる見通しとなります。千葉県では、野田市、鴨川市、柏市、旭市が誕生し、現在、旧合併特例法に基づく合併協議会は7地域25市町村で設置されています。また、県では新しいまちづくり支援プランを策定し、合併市・町の体制整備への支援、行財政運営への支援を進めています。千葉県は、現在進めている市町村合併は、行政効率に伴う住民サービスの向上のみを目指すのではなく、住民に最も身近な市町村が、地域のことは地域で考え、主体的に実行できる足腰の強さと能力を身に付けることを通じ、ふさのくにの文化や伝統に一層磨きかけられ、そこに住んでいる住民が幸せを実感できる豊かな地域社会を作ることが必要であるとしています。

新市のまちづくりにおきましては、合併をすることにより効率化された点を生かし、市民の負担が増えないように、そしてサービスの内容が低下しないように配慮が必要であると考

えます。また、市民参画の推進により、行政と市民との協働のまちづくりが課題であると考えます。そこで、細目として2点お伺いします。（１）新市における行政改革の取り組みについて、（２）エンジョイパトロールを市内全域に。

まず、（１）の新市における行政改革の取り組みについて質問です。

国レベル、県レベル、市レベルがそれぞれの立場で行財政改革が求められているのが現状であります。経済状況が以前のような伸びを期待できない中、限られた収入（市税等）で市民サービスを行っていくには、これまでのやり方を見直す必要があります。少子・高齢化社会への対応、潤いのあるまちづくりの推進、災害対策の充実など、市民ニーズは拡大・多様化する一方です。なるべくお金をかけないでできる方法を工夫したり、収入を増やす方法を考えたりして、健全な財政運営、効率化された行政運営を目指すことが必要です。新市行政推進室が設置され、今後5年間にわたる行政改革の検討がなされているとのこと。新市における行政改革の取り組みについて、概念的なものはどのようなものか、お伺いいたします。

次に、（２）のエンジョイパトロールを新市全域にの質問です。

旧旭市では、区長会の皆様が率先して、地域の安全は地域住民自らが守る、安心して暮らせるまちづくりを市民自らの手で実現しようとの意識から、エンジョイパトロール防犯活動を展開していただいております。旧旭市中央地区で始まったエンジョイパトロールの取り組みが、活動1年を経て全市へと波及しました。本年2月18日、旭市エンジョイパトロール隊として新たに拡大組織されました。

活動の目的として、パトロール隊は、隊員が自身の健康増進のために行うウォーキングやジョギングを行うことにより、子どもたちの安全確保と犯罪のない安全で安心して生活できる地域社会の実現に貢献することを目的とするとしています。このことは、まさに市民参画により行政と市民が協働して町を作っていくということでもあります。市民の理解と協力により、新旭市全体に普及していくことが望ましいことだと思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、大きな2番目の次世代育成支援計画についての質問です。

国は、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を策定し、すべての自治体において、今後10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するための行動計画の策定が義務付けられました。

そこで、旧1市3町の合併後を見据えた新旭市の計画として、国・県の計画・方針などを

考慮しつつ、これまでの総合計画との整合を図りながら、次世代育成支援行動計画が策定されたと伺いました。計画は、子育てしている家庭への支援、親と子の健康づくりと福祉の充実、心身ともにたくましい子どもの育成、子どもが安心して育つ安全なまちづくりの四つの基本目標を掲げて、子育てしやすい環境を整え、子どもを産み育てることに喜びを感じられるような社会を目指したいとしています。この計画の4番目の、子どもが安心して育つ安全なまちづくりについてお伺いいたします。

基本政策の柱としまして、一つ、子どもの安全の確保として交通安全教育の推進、二つ、子育てを支援する環境の整備として安全な道路環境の整備、三つ、有害環境対策の推進として、インターネットなどのメディア上の性、暴力等の有害情報の対策の推進とあります。

そこで、安全な環境を作ることは大切なことなのですが、すぐにできない点もあることは事実であります。例えば、通学路の改善のように多額の費用がかかる場合は、早急な対応というのは難しく、長期的な計画、予算措置が必要なわけであります。また、インターネットによる有害情報対策については、保護者がフィルターソフトなどを導入するなどしなければ防ぐことは難しいわけであります。

そこで、自らを守るという意識で「危険を予知する、危険を回避する、自らを守る」という指導が大切なのではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、大きな3点目の市内全域をブロードバンドにの質問です。

昨年、市民有志による署名活動が行われました。この活動は、旧旭市にブロードバンド（光ファイバーネットワーク）の環境を整えるため、NTT東日本に対して約1,000名の署名を集めて提出されました。都市部では需要が大きく見込まれるため、このような活動をしなくとも民間企業であるNTTは環境整備をしてくれます。地方では、需要予測が見込まれるかどうか調査が必要であります。情報化社会にあって通信環境が整備されるということは、企業の誘致、地域産業の新たな発展のために欠かすことのできない重要な社会資本整備なのであります。

福島県原町市では、F T T H方式という基本配線を各地に張りめぐらせ、そこから電波で飛ばすという方法で整備を行いました。市の予算で基本的な配線を行い、それをNTT東日本に貸しているとのこと。財政が豊かな市町村ではこのように自前で整備を進めることができますが、一般的に地方に行くに従い、多額の整備費を捻出することは難しいと言わざるを得ません。

しかしながら、市民有志による署名活動により、現在では旧旭市のほぼ全域において、申

し込みをすると加入することが可能となりました。このことは地理的条件、人口規模で考えますと、全国的にもまれなことであります。なぜこのようなことが実現したのかといいますと、NTT東日本の千葉支社に割り当てられた年間の整備予算を重点的に旭へ持ってくることでできたからであります。市民の力で大企業を動かし実現した例であります。

先日、山形県白鷹市へ視察へ行ってきました。山形では「おいしい山形」というホームページで、地域の農産物のインターネットによる販売を行っています。今、情報化社会では、地域の産物をインターネットにより販売することはごく当たり前のこととなっていてあります。新旭市では、海のものから山のものまで何でも食材がそろうわけですから、このような整備が行われることによって、地域発展の基盤づくりができると思います。

そこで、このような市民有志による署名活動を行政としても後押しをして、市内全域がブロードバンドになるように働きかけができないものか、見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 日向一晴議員の一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日向一晴議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 日向一晴議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、最初の質問である新市まちづくりについて、その1、新市における行政改革の取り組みについて、そしてエンジョイパトロールを新市全域に、この2点についてお答えをさせていただきます。

合併をしたということは、当然のことではありますが、行財政の改革というのがその主眼にあるわけであります。少子・高齢化、しかも人口減少の時代に入るといいますよりも、むしろ人口の減少が始まったという答えさえあるわけでございまして、そういった中であっ

て、当然市民の減少に併せて、この役所の中も行政改革を行い、職員の削減をはじめいろいろな手だてを講じて、そして市民の皆さん方に少しでも負担の軽い行政をしいていかなければならないのは、もう当然のことです。

その一番の行政改革のマスタープランである行政改革大綱を、本年度中を目途に策定をしていくということで、今その委員会を立ち上げようとしているところであります。同時に、この行政改革大綱を作るに当たりまして、市民の代表委員として設置をさせていただきます行政改革推進委員会、これも近く立ち上げをする予定で、その準備を入っているところでございます。

そして、この行政改革でありますけれども、職員の適正化あるいは給与の適正化を図るとともに、退職者及び採用者数の見込みを示していくわけでありますけれども、その適正計画の中で平成22年度、5年くらいの計画でこの行政改革大綱を作って、5年間くらいの計画を立てたい、そのように思っているんですけれども、その5年計画の平成22年度にはどのくらいの職員の数にするのか、そういった職員数の目標も掲げていきたい、そのように思っております。いろいろな意味で、もう既に職員の皆さん方にはお願いをして、そして事務作業の重複する部分等の適正化をしていただいたりということで、そういった検討もしていただいておりますし、同時に民間に委託できるものはこれからどんどん民間委託も考えたい、そのように思っておりますので、そういった検討もさせていただきます。

これからの行革大綱を作るにあたって、しっかりと庁内あるいは市民の皆さん方のお力添えをいただきながら、きちんとしたものを作り上げていきたいと思っておりますので、議員の皆さん方にもぜひひとつご指導、ご意見をちょうだいできれば、そのようにお願いをさせていただきます。

それから、エンジョイパトロールでございますけれども、これは旧旭市において、ちょうど大阪の寝屋川小学校で事件が起きた当時であつたろうかと思っておりますけれども、こういったことから子どもたちを防ぐのには、市民全体が子どもたちにしっかりと目を向けて全体で守っていかなければ、子どもたちの安全はなかなか図れないだろう、そのようにお話をさせていただきましたら、当時の旭市の区長会の皆さん方が立ち上がってくれて、こういったパトロール隊という組織を作ってくれました。現在恐らく600人くらいの方々がエンジョイパトロールの帽子をかぶって、いろいろな時に子どもたちの安全に気を配ってくれている、あるいは旭市から犯罪をなくすためにご努力をいただいているわけでありまして、これを全市にという議員からのご質問でございますけれども、私もそのとおりだと思います。

ただ、こういった問題というのは強制すべき問題ではございませんで、区長さん方をはじめとして、いろいろなところで機会があるごとにこういったお話をさせていただいて、そして、できれば自ら立ち上がってご協力をいただける、そのような形に持っていけたら大変いいんだけど、そう思っております。そういった努力をさせていただくということで、私からの答えにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 大きな2点目、次世代育成支援計画について、子どもが安心して育つ安全なまちづくりについて、自らを守るという指導が大切ではないかというご質問でございますが、まず、この次世代育成支援行動計画は、子どもを安心して産み育てる環境の整備、安心して育つ安全なまちづくりということで、議員のおっしゃるとおり、四つの基本目標を掲げて平成26年度までに計画的に行うものであります。この行動計画につきましては、毎年進捗状況の点検・管理を行うとともに、5年後に見直しを行うこととしております。

ご質問の自ら守るとの指導については、いろいろな危険から回避することを教えることは大変重要なことだと思いますので、各関係機関と連携を図りながら、情報提供、指導に努めていきたいと考えております。

また、低学年児童に対しましての安全の確保につきましては、エンジョイパトロールの方々や地域の方々の協力が必要不可欠なため、関係者と連携をとりながら安全確保を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（林 正一郎） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、質問の大きな三つ目、市内全域をブロードバンドにということで、これについては市民有志による署名活動、これについて市としても後押しをして早期にブロードバンド化できないかと、そういうことでございます。

市内のブロードバンドの環境につきましては、ご質問のとおり、昨年10月からNTTの光ファイバー通信サービス、これが旧旭地域で開始されております。現在、市内の15地区が提供エリアとなっているところでございます。昨年の導入までの間、光ファイバーの環境が周辺地域に先駆けて実現したというのは、何よりも市民が先頭に立ちまして署名活動を行った結果であろうというふうに感じております。

実際まだサービスが提供されておられません旧3町を含む残りの地域につきましては、情報

格差の解消という点からもできる限り早急に提供されるようお願いしていくんですけれども、ここのところ少し動きがございました。8月28日の日経新聞で総務省の方から発表があったんですけれども、ブロードバンドの空白地域、これを全国的になくすんだと。そのために、事業者へ無利子融資等を実施いたしますよと、そういう記事が出ておりました。これは総務省からの発表でございます。そういう流れがあると。

それから、あと市内の状況ですけれども、700件ほどの申し込みを受けまして、実際には工事をどんどん進めているんですけれども、引き込みの状況が間に合わない状況であると、そういう状況もございます。

N T Tといたしましても、旧3町、地域を絞って順次という形でお話をいただいておりますので、その辺は早期実現には地域住民の強い要望が不可欠であるというふうに感じておりますので、今後も引き続き市民の方々が中心となった要望活動をお願いしていくとともに、市民の積極的な活動に対しまして、市としても後押しをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 2番、日向一晴議員。

○2番（日向一晴） 答弁をいただきまして、ありがとうございました。

大きな1点目の行政改革について再質問をさせていただきます。

財政の健全についてお伺いいたします。毎年6月1日発行の旧旭市の広報には、「市の家計」と題して、市民の皆さんに納めていただいた税金や、国や県からのお金がどのように使われているのか、これらを知っていただくため、前年度末の一般会計の執行の様子や、財産や借入金の状況などを公表しているところです。

財政状況をはかる尺度の一つとして、経常収支比率が使用されます。経常収支比率とは、市税や地方贈与税、使用料、手数料などの毎年自由に使うことのできる収入が、毎年恒常的に支出される人件費、公債費、扶助費、物件費などの経費にどの程度充てられているかを示す指標ですが、この比率が高くなるほど財源に余裕が無くなり、新たな施設や道路、公園などの整備に充てる費用が少なくなるわけです。経常収支比率で理想とされるのは75%から80%とされているようです。

平成17年度一般会計予算は、通年予算見込みとしまして、市民1人当たり負担する税額は9万6,200円、1世帯当たり27万6,500円とされています。そこで、旭市の市民1人当たりの税負担と予算としまして、現在そして5年後、10年後とどの程度の経常収支比率を目標とし

て運営していくお考えなのか、お伺いいたします。

以上、答弁を求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 日向一晴議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 経常収支比率についてのご質問にお答えいたします。

これは、基本的には決算の分析に使う数値でありまして、財政の状況が変わらなくても、事業の実施内容によりまして動く数字でございます。例えば職員給与でも投資的経費に回る場合もございます。ですから、実際の決算の段階にならないとちょっと計算ができない部分がございます。実際に財政状況が似たような状況でも数ポイント動くケースもございます。

そのような状況でございますので、将来の数値を推計したり、あらかじめ設定したりということとは適さないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（林 正一郎） 日向一晴議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 江波戸 邦 夫

○議長（林 正一郎） 続いて、54番、江波戸邦夫議員、ご登壇を願います。

（54番 江波戸邦夫 登壇）

○54番（江波戸邦夫） 54番、江波戸邦夫です。私は、新市移行後初の定例会に当たり、1点目として新市の今後の財政問題、2点目として海上中学校の改築事業について、3点目として旧3町の庁舎の利用の問題についての3点について質問を行います。

まず、第1点目の新市の今後の財政運営、特に歳入関係について伺います。

長年の景気の低迷による税収の伸びの鈍化と、併せて財政基盤の脆弱な地方自治体にとって歳入の大層を占める地方交付税は、平成12年度をピークとして年々減少の一途をたどってきております。一方、住民の行政への要望は、福祉関係を中心として多岐多様にわたり、今後の新市における財政運営はますます厳しさを増すものと思われまゝす。このような状況のもと、歳入歳出のバランスをとるため、なお一層の行政改革は避けて通れない大きな課題であると思ひます。

そこで、まず交付税関係について伺ひます。交付税交付額は、12年度をピークとしてきております。1市3町に交付された12年度の額と16年度交付額の対比について報告を求めます。

次に、税関係、市税と国保税について伺ひます。市税については、一時期の経済低迷期を脱したとはいえ、その伸びは多くを期待できず、あまつさえ税を取り巻く納税環境は年ごと

に悪化の一途をたどっているのが現状であります。かくもとはいえ、税収担当職員の労苦に感謝を申し上げるところでございます。

そこで、平成12年度1市3町と平成16年度の市税及び国保税の決算額について報告を求めます。また、滞納整理の対策として分割納税相談等のほか、時効の中断、短期保険証、資格証明書等の交付の状況と、併せて新市建設計画に計上されている額が確保でき得るかどうか、報告を求めます。

次に、公営企業会計への繰り出しについて伺います。この件については、昨日の予算及び決算について二・三の議員から質問がありましたが、繰り出しの基準についてどのような理解をしているか、伺います。

2点目に、海上中学校の改築について伺います。

本案については、合併協議会の中で関係市町の深いご理解を賜り、17、18両年度の継続事業として実施し、19年4月開校予定で作業が進められていることに対し、地元議員として深く感謝を申し上げます。ついては、過般、全員協議会で説明を受けましたが、その後の事務事業の進行について報告を求めます。併せて、駅南側に位置する広原4地区の児童・生徒の通学路2路線の拡幅整備の進行状況と学校移転後の跡地利用については、地元の住民との話し合いの中で要望に沿った利用方法を講じられるようお願いをいたします。

最後に、3町旧庁舎の利用方法について伺います。

合併に際し設置されました新市の事務所の位置選定小委員会においては、本庁、分庁、総合支所の3方式の中で本庁方式を取り入れ、本庁の位置をまず旭市役所とし、現行本庁舎に管理部門とその他スペースを見ながら配置し、配置不可能な場合が考えられるので、その場合は旧3町庁舎を利用することとし、そしてそのようにして経費の節減を行い、基金積み立てを行いながら新庁舎の建設に努力するとの答申がなされたと思います。しかし、その後の区長会議において、事務の効率化を図るために1か所に本庁機能を集約すべきであるとの会議結果で現状のようになってきております。

今後、各支所組織は当然のこととして整理・縮小、または廃止されると思われますが、その場合は、旧3庁舎は10名程度の配置となります。しかし、その維持管理は容易なものではありません。これらの点を考慮し、今後の利用法について市長の所見を求めるものでございます。

以上で、3項目にわたる質問を終わりますが、なお詳細な点については自席にて再質問により、一層の議論を深めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 正一郎） 江波戸邦夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇を願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 江波戸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私からは、新市の財政運営についてのその3、公営企業会計に対しての繰り出し基準についてどのような理解をしているのかという問題、それから大きな3の各支所・庁舎の利用についての2点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、中央病院組合への繰出金、公営企業に対する繰り出し基準ですけれども、これについては、従来も地方交付税の算定に基づき繰り出しを行ってまいりましたので、今後も従来からの流れを堅持し繰り出しを行ってまいりたい、そのように考えております。私どもにとりまして、中央病院があるというのは、本当にもう何物にも代えがたい大きな財産でありまして、これをしっかりと生かしていくというのが、この旭市の発展につながっていくんだろう、そのように思います。

同時に、あれだけの病院に発展をさせていただいた委員長をはじめ関係者の皆さん方に心から敬意を表するものでありますけれども、それだけにあの病院、しっかりと今までのような形で公営企業としてしっかりと地に足を付けて歩いていただきたい、それだけの企業努力というものをこれからもたゆまぬ形で努力をしていただけたら、そのように病院関係者をお願いをさせていただきたいと思います。何分にも、本体よりも大きな病院でありますから、我々も精いっぱい側面から力を注いで、そしてこの病院がますます地域の拠点病院としてと申しますよりも、既にそれを大きくもう超えておりまして、千葉県東部あるいは茨城県の一部を含むほどの大きな基幹病院になっているわけですから、これがしっかりとした運営をしていってくれるということが何よりも大切なことでありますので、精いっぱいに応援をさせていただきながら、より一層我々にとって大切な病院として発展をしていただきたい、そのように思っているものでございます。

次に、各支所・庁舎の利用でございますけれども、この件に関しましては、合併協議会の新市事務所の位置選定小委員会において、事務所の機能は本庁方式を基本とし、3町の役場は支所として活用すべきである旨の報告がなされ、それが決定をされて現在に至っているわけでありますけれども、この庁舎のあり方あるいは各課のあり方につきましてもスタートをしたばかりでございます。そういった現在スタートをして、そのあり方をしっかりと見つめながら、これを改善していきたい、そのように考えております。

同時に、その時の形とまた若干違うのかもしれませんが、私といたしましては、あの施設を、旧市庁舎をできれば市民の皆さん方に有効利用していただければ大変ありがたいということで、いろいろな意味でそういった呼びかけもさせていただいているわけですが、なかなか旧役場の2階なり3階を、じゃ、こういう形で市民に利用させていただきませんかというようなお話もございません。

そこで、今、職員にも検討してくれよというお願いをしておりますのは、はっきり言ってしまっているのかどうかという問題もあるんですけれども、例えば農業委員会あるいは教育委員会、そういった行政委員会等もできればそういった役場の2階なり3階なりを使っただけの形で検討をすべきだろうということで、職員には検討するように指示もしております。そういったものも含めて、これから支所の活用方法を考えていきたいと思いますので、また皆さん方にも積極的に利用方法を考えていただいて、ご提案をいただければ大変ありがたいと思いますので、議員の皆さん方のご協力もよろしくお願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（林 正一郎） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 地方交付税についてお答えいたします。

平成12年度と16年度の比較ということでございますが、平成12年度の旧1市3町の普通交付税と特別交付税を合わせた金額でございますが、これは95億8,954万4,000円でございます。平成16年度では73億1,281万4,000円となりました。ただ、これは交付税制度の改正によりまして、平成13年度から臨時財政対策債への振替分というのが入ってまいりまして、それが平成16年度は12億8,930万円ございまして、交付税と臨時財政対策債を合わせると86億211万4,000円でございます。12年度と比較しますと9億8,743万円、10.3%の減というふうになっております。

ちょっと内訳を申し上げますけれども、普通交付税は、平成12年度は84億7,058万3,000円でございます。16年度が63億4,127万8,000円。特別交付税が、12年度が11億1,896万1,000円、16年度が9億7,153万6,000円でございます。臨時財政対策債の枠でございますけれども、12年度はございませんでした。16年度は先ほど申し上げましたように12億8,930万円ということでございました。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、江波戸議員からのご質問の中の市税、国保税の16年度決算額との比較、これは15年度、前年度の比較数値でよろしいでしょうか。12年度は決算数値がちょっと手元にございませんで、15年度との決算数値との対比はできますけれども、それで申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは申し上げます。市・町ごとに申し上げます。

16年度、旭市、市税の方ですが、収入済額が40億5,045万1,954円でしたので、15年度決算額と比較しまして1億5,368万9,652円の増でございます。それから旭市の国保税でございます。16年度決算額は16億1,785万9,423円でございます、15年度と比較しまして3,478万2,894円の増でございます。

それから、海上町の町税でございます。16年度決算額7億9,396万7,417円で、15年度と比較して445万8,758円の増でございます。それから海上町の国保税でございますが、16年度決算額4億1,914万1,218円で、15年度と比較して1,011万2,848円の増でございます。

次に、飯岡町の町税でございます。16年度決算額7億3,565万5,489円で、15年度と比較いたしますと、これは減になっておりますが、120万8,085円の減でございます。飯岡町の国保税でございますが、16年度決算額4億6,004万6,686円で、15年度と比較して7,542万8,185円の増でございます。

干潟町の町税でございます。16年度決算額6億9,250万7,837円で、これも15年度と比較いたしますと減でございます。4,248万5,421円の減でございます。干潟町の国保税でございます。16年度決算額3億8,214万4,987円で、15年度と比較して1,983万5,413円の増となっております。

それから、分納等時効中断の部分について申し上げますと、これは資料といたしまして旧旭市について、昨日も議案質疑の時に申し上げましたけれども、時効中断する効果を持っておりますのが、税の場合ですと滞納処分としての差し押さえ、それから債務の承認の効果をもちます分納誓約書の提出、この二つでございまして、債務の承認に当たります分納誓約については市税で、これは人数になってしまいまして、この時点での滞納額の数を出しておりませんので、昨日申し上げました市税で386人、国保税で328人の方の分の滞納額については時効中断がされたということでございます。

それから、差し押さえを行いました。これは差し押さえに係る滞納金額は申し上げることができます。16年度に行いました土地、預貯金、給与、還付金等を含めた差し押さえは51件

でございます、これに係る滞納金額というのが、市税分では4,421万1,552円、国保税分では1,146万3,614円、市税、国保税合計いたしまして5,567万5,166円という滞納額が時効中断されたということになります。

これは差し押さえによって、預貯金等、また給与等によって一部換価することができておりますが、このうち差し押さえに係るもので換価できた部分を申し上げますと、市税で1,193万3,824円、国保税で599万4,974円、合計で1,792万8,798円、これを滞納額から徴収できたということで、この金額を差し引いた残り部分について時効中断ができたということになります。

それからもう1件、参加差し押さえというのがもう1件ございまして、これは市が独自に差し押さえたわけではございませんが、参加差し押さえをすれば、これも時効中断がなされるということで、これに係るものは市税で2,758万7,940円ございまして、これも時効中断ができたということでございます。

それから、新市建設計画の市税見込みと実際の収納額の状況でございますけれども、新市建設計画に記載してございます平成17年度地方税は59億6,000万円の見込みとなっておりますけれども、17年度の旧1市3町の通年予算での総合計は60億9,437万8,000円でございます、建設計画における数値よりも約1,300万円ほどは上回っております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、国保税滞納者に対する短期証並びに資格証の交付状況について、ご説明申し上げます。

平成17年7月1日現在のものとなりますが、短期証につきましては1,254世帯、資格証につきましては456世帯となっております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 申し訳ございません。私が先ほどお答え申し上げました新市建設計画関係の数値で、通年予算の市税見込み額が新市建設計画の地方税の見込みよりも1,300万円というふうに申し上げたかと思いますが、これは誤りでございまして、約1億3,000万円上回っているということでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（林 正一郎） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、海上中学校校舎等改築事業の今後の予定と、それから中

学校の跡地利用につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

初めに、校舎の改築関係の工事関係を申し上げます。

建物の本体工事につきましては、9月26日に一般競争入札による入札を実施いたしました。現在、仮契約を締結すべく事務を進めているところでございます。仮契約が調い次第、契約議決の追加議案を提出させていただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、屋外運動場工事につきましては、近々入札を行ひまして、10月中には本体工事同様に工事着工をしたいと考えているところでございます。完成までの間、関係者によります現場の工程会議を定期的に開催いたしまして、19年2月末の完成に向けまして万全を期してまいります。

次に、補助金関係につきまして申し上げますと、補助金の交付決定を現在既に県からちょうだいをしておりますので、今後は事務手続きに従って事務を進めてまいります。

跡地利用につきましてお答えをさせていただきます。

まず、運動場部分を含めました全体的な跡地の利用につきましては、今後、関係課と十分に協議することはもちろんでございますけれども、跡地利用の検討を行うための組織などを立ち上げ、この中で検討の上、利用計画を決定していきたいと考えております。

次に、建物につきましては、海上中学校の改築がすべて完了した後も、体育館と多目的教室、この二つの建物が残ることになりますので、地域の皆さんに開放し、ご利用いただく予定でございます。体育館につきましては地域の社会体育活動に、そしてまた多目的教室につきましては、地域のコミュニティ活動を展開していく施設としての利用を考えているところでございます。議員の皆様方にも、跡地のよいご利用方法等ございましたら、ぜひご提案をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（林 正一郎） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 海上中改築に伴う飯岡駅南側の児童・生徒の通学路確保について、候補となる2路線の改良を検討しましたので、その結果によりお答えしたいと思います。

まず、飯岡駅東側砂場食堂わきから北へ進入する道路についてであります。この道路につきましては、かねてから駅北側の交通の利便性の向上ということで検討してきたわけであります。現況幅員は2.7から3.9メートルです。改良が必要と思われるのは延長で約150メートル必要となります。

しかし、この道路はまず踏切を拡幅しなければならないということがあります。それと、店舗が、スナバさんもそうなんですけれども、店舗・住宅が8戸あるわけでありまして、用地だとか物件補償、もちろん工事費もそうなんですけれども、多額の予算を要すると。したがって、この改良は極めて難しいのかなというふうに考えております。

もう一方は、海上支所と支所の南側、JRのガード下を結ぶ道路です。この道路につきましては、通学路として整備するために、現在4人の地権者と交渉に当たっているわけでありまして、工事の延長は約100メートルです。今の幅員は3.7メートルなんですけれども、車道を5.2メートルにし、歩道を1.8メートル設けまして7メートルの道路を作りたいと。これは来年度中に完成させたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 江波戸邦夫議員の一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、江波戸邦夫議員の一般質問を行います。

54番、江波戸邦夫議員。

○54番（江波戸邦夫） それでは、順を追って再質問をいたします。どうも私ども海上議会方式と若干違うようでございますので、事によったら脱線したら、議長の方でご指導をお願いしたいと思います。

まず、第1点目の交付税関係についてお伺いいたしますけれども、対12年度と16年度を比べますと、9億8,700万円余り減になっていると。そのうち臨時財政対策債が12億8,900万円余りあるということでございますけれども、臨時財政対策債というのは当初のお話では、これを返す場合には交付税を措置するというような言い方がなされておりましたけれども、これらについては当初のお約束どおり、そういう措置がされているのかどうなのか、これが第1点目。

それともう1点は、やはり長い目で見ると、交付税というのは年々減少してきているよう

でございます。そういうことで、12年から比べると既に16年度で9億円、臨時財政対策債を加えてもこれだけ減少してきているということでございますから、将来的にはまだまだ相当減少する傾向にあるのではないかなということだろうと思います。

財政基盤の脆弱な地方の市や町は、交付税に占める歳入に占める割合というのは相当大的な比重を占めているわけでございます。そういう意味で、いつかの新聞に総務省の交付税課長の記事が載っておりました。その内容は、もう交付税そのものは我々事務屋の手に負えないようになってきていると、事務屋の手にもう負えないと。幾らいろいろなところ、単位費用だとか補正係数をいじっても減るばかりですから、総体的なパイが増えていないんですから、どうにもしょうがないと。特別会計でありながら、40数兆円の会計そのものがほかの基金を持ってきて使ってしまったと。そういう現実を聞くと、その課長いわく、もう我々事務屋の手を離れて、政治的なことで解決してもらい以外に方法はないんだということが記事に載っておりました。私は今の交付税改定の実態を見ると、まさにそのとおりだと思うんです。

そういう中で、これから交付税というものを頼りにしている、私どもの市のそうでございますけれども、そういう町にとっては、この制度がどういう形で動いていくかというのは、これからの市の財政運営にとって大きなポイントになるのではないかなと思います。財政課長に将来どうなんだと言われても、これはまさに政府の高官ではございませんから、将来はこのようになってこのようになるでしょうという答弁は多分いただけないと思うんですけれども、私は将来の歳の大層を占めるこの交付税制度がどのように動くかによって、これからの市の財政運営というのは非常に厳しくなるのではないかなと思います。個人的な所感でもありましたら、その2点についてまずお尋ねしたいと思います。

次に、これはずっとこう議長、やっていくんですね。

○議長（林 正一郎） はい。

○54番（江波戸邦夫） 次に、税務課長にお尋ねしたいんですが、私、12年と16年、自分で決算カードを職員にいただいて比べてみたんですが、税というのは事によると伸びたのかなというふうに思っていたんですが、12年と16年度を比べると5,000万円くらい、私の計算ですから間違っていたらごめんなさい、5,000万円くらい減っているんですよ。やはりこれらの状態についても、これは徴収率等も関係するでしょうけれども、これらの状態については、やはり当分続くような傾向にあるのではないかなというような気がするわけでございます。

問題は、課長も先ほど答弁がありましたように、いわゆるこれ1市3町の15年決算でカードから拾い出したんですが、調定額に対して収入済額、それと不納欠損、これらを調整しまして、その年度の調定額が114億円くらいですか、アバウトな数字で言いますから。それから収入未済額がだいたいその年度で23億円くらい収入未済になって先へ送られているような傾向があります。ですから問題は、その年度における収入未済額の23億円あたりを皆さんの努力によって相当減らしてもらおうと。過年度になればなるほど徴収率というのは下がってきておりますね、過年度分は十四・五%くらいになってしまいますから。ですから、その年度の徴収率を上げて、次に送るお金を少なくしていかないと、こういう傾向が続くのではないかなというような気がします。

それともう1点の問題は、不納欠損額が年々増えてきているようですね。15年度の決算では1億7,000万円余りを不納欠損で落としているようでございます。まさに非常にもったいない話です。税の公平さというのは、正しく課税をして、課税されたものを全部いただくという言い方はおかしいんですが、全部収納するというので、初めてそこで税の公平性というのが保たれてくるわけでございますけれども、1億7,000万円、恐らくこれは年々増えると思うんですが、約2億円近くの金が年々年々不納欠損として落ちてくるというのは、やはりゆゆしき問題ではないかなと思います。

私、課長と面談をしましたら、やはり税務の職員にも限界があると。臨戸してもなかなか納めてくれないと。最後は差し押さえとか、そういう以外に方法が無いんだということをお話ししておりました。私もその仕事を若干やった経験がありますけれども、なかなかそういうことをやろうとしても、最後は首長の決裁がいりますから、なかなか押してもらえないということを私は経験しているわけです。ところが、前回の面談の際には、伊藤市長は、いや、それは法律に従って粛々と進めなさいというお話があったと聞いて、なるほどなと思いました。やはり税の公平さを保つためには、いろいろ各家庭によって事情があろうかと思えますけれども、いわゆるそういう手段、方法あるいは、これはやはりいろいろ人間によって議論があると思えますけれども、国保税については短期の保険証の交付とか資格証明書とか、そういうものをやらざるを得ない時にはやはり敢然として執行していくというのが必要だと思います。そういう点で、この不納欠損と、いわゆるその年度の23億円余りを次の年度に繰り越さざるを得ないような実態の中で、今後それらについてどのような考え方を持っているか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、公営企業法の繰り出しの基準でございますけれども、どうもこの前の面談の際に財

政課長といろいろ議論していたんですが、たまたま中央病院の例、水道の例などを挙げてお話をしましたけれども、やはり中央病院の例ですと、交付税相当額を各市町が負担をするというようなことになっております。これは中央病院ができた当時の規約にそのようなたわれ方がしてあるようでございます。そういうことで、それから30数年ですか、何十年になるか分かりませんが、そのような慣行的な処置でそのようにやってきていると思います。交付税が右肩上がりですとどんどん増えていく時代は、それ相応でそれで事足りるという時代があったと思いますけれども、これから先、交付税の伸びる要素というのは全くないと思うんです。どんどん減ってきます、減っていくと私は思っております。そういう中で、果たして交付税が、新市に病院の関係が5億円がなくなってしまった、そういうことがあるかないかは別ですよ。なった場合にそれで我慢してくれというようなことになる可能性もあるわけでございますよね。

ですから、私のお願いしたいことは、交付税の算入される意味と、いわゆる公営企業の繰り出しの基準に関して出る数字の意味というのはまるっきり異質なものだと思うんですよ。私はそのように理解しているんですよ。ですから、ちなみに昨日ですか、質問がありました水道関係については、高度浄水処理事業ということで31億円余りの施設を両年にわたって造りました。これに対しては、補助金を除いて繰り出し基準に基づいた一般会計から出資金として12億円余りを負担しておりますね、加入市町村で。当然、今度まとまった旭市では6億2,000万円ほど負担しております。これがやはり繰り出し基準に基づいて水道企業団の方から、お宅の町にはこれだけお願いしますよということで来て繰り出した金だと思うんです。これはやはり各首長の、いわゆるこれを水道料金にはね返させると料金が相当上がるというような、恐らく政治的な意図とかそういうものがあって一般会計から繰り出そうということで繰り出したと。この繰り出しについては、2分の1とか幾らのルールで交付税で後で入れますよということだろうと思います。そういうことで、水道料金については恐らく当面、この31億円の事業をやったから、来年度から給水する者に何%上げますということはないと思いますけれども。

そういうことで、繰り出し基準というのは交付税で出る金額と、その公営企業を経営するそのものに対しての基準により繰り出すという算出の仕方、あるいは法の精神というのはおのおの違うと思うんですよ。ですから、繰り出し基準によって出た金額を全部そこへ出さなければならぬということ、財政事情によってはそういうこともできないでしょうけれども、やはりその辺の考え方をきちっと財政当局が区別をしておかないとならないのではないかな

というふうに私思うんです。

多分、財政課にも地方公営企業関係法令集、地方財務協会が出したこの本もあると思うんです。私いつも12月28日、各課で整理をする時にダンプの前に立って、こういう書類があったらもらってくるんですが。その中に恐らく財政課長も読んでいると思うんですが、公営企業の繰出金についてということで毎年毎年これ同じものが載っているわけです。上水道事業についてはこういうものとか、あるいは病院についてはこうだとか、あるいは市によっては、市場なんかを営んでいる市場の関係についてはこうだとかいろいろ載っておりますので、原則的にはこれらをきちっと仕分けしてもらわないと、何か地方交付税で来るお金がイコール繰出金と同じだというような考え方というのは、やはりまずいのではないかなと。基準で出たお金を必ずしもやらなければならないということでもないでしょうけれども、まず原則的にはその辺の区別をきちっと付ける必要があるのではないかなというふうに思います。

次に、学校の関係ですが、まず1点の事務事業については、今後の流れとして課長の方からそのような説明がありましたので、それらについてはぜひスケジュールに沿って、4月開校に間に合うようにお願いをしたいと思います。

2点目の通学道路、これは建設課長ですか、現状の報告がありました。これはまさに当時の海上町が手抜きをして皆さんにご迷惑をかけているのではないかなと思うんですよ。本来、学校があつた土地の所に立地されるということで買収が始まったら、さて、こちら側の生徒をどのようなルートで通学させたら安全かということは当然考えなければならなかったことだと思うんです。私も本当に深く反省しております。ただ、あの当時は学校の用地を4町歩にするか、もう4反に変えますかという議論で半年ほど議会と執行の方で綱引きをして、このことを全然わきへ置いて月日が過ぎてしまったと。まさに私も、その当事者として本当にご迷惑をかけていると思います。

そういう中で、東踏切については、まさに無理ではないかなという気がするんです。あれも駅広の開発という問題で考えるならば、とうに今ごろできている道路なんですよ。ところが、やはり地権者交渉とか何かいろいろな面倒くさいものをやはり避けようとしたあれがあった。そのためにあそこは既にもう家が全部建ってしまったということでございます。

今、緊急にお願いしたいことは、いわゆるガードの下ですね。先ほど説明がありましたけれども、何か用地交渉がちょっと難航しているというお話も聞きましたけれども、ぜひ19年

4月開校に向かってご努力をお願いしたいと思います。私ども地元の議員でできることがありましたら、ご指名を願えればぜひお手伝いをして、あそこで子どもたちが事故に遭ったらとんでもないことでございますので、お互いに連絡をとりながら、地元の議員も16人おりますから、お手伝いできることがありましたら、ぜひ早期に開通できるようにお願いしたいと思います。

次に、跡地の問題でございますけれども、体育館と多目的教室については、何か補助金の申請の段階で残すような形になっているということでございますので、地元の方もそのことを心配しているようでございますので、恐らくしかるべき日にはいろいろな委員会があるでしょう。そういうことに委員会等々に話をして、ぜひ今お話をされました体育館と多目的教室については、地元の方々が利用できるような形でお願いできたら幸いだなと思います。

最後に、旧庁舎の利用についてでございますけれども、今のうちは40人余りの職員がおりますから、1階は全部ふさがっております。2階も何人かいるようでございますけれども。地元の方は2階、3階へ上がっていく方は少ないんですけれども、たまに上がっていった方が、何だ、紙が張ってあって中が倉庫になっているようではないかというお話を聞きます。これは恐らく飯岡についても、干潟についても地元の方はそういうふうに思っていると思います。私も当時それを決定する小委員会の委員の一員として参加をしました。恐らく議長も当時同じ委員会でこれを議論したと思うんです。

ただ、議論の経過については、私、当時の会議録をずっと追っていきますと、事務局が提起をした本庁方式、分庁方式、総合支所方式という三つの案があったわけでございますけれども、委員会の中の意見としては、やはり合併するんだから本庁方式でしょうと。それで意見は統一をしたと。ただし、本庁方式で本庁はどこにするんだと、これは当然旭の市役所でしょうということで、それも決まりました。

ただ、その中で、果たしてこの700人余りの職員が旭の庁舎に入れるだろうかということで、四つの庁舎をバスで見学させてもらって、天井が低いとか高いとかいろいろ議論しました。そういう中で、まず本庁方式として、本庁の位置は旭の市役所とすると。管理部門を中心として入れるものは入れてしまおうという言い方はおかしいんですが、なおスペースがあったら、そこへ全部収容してもらおうと。恐らく物理的に全課があそこに入るとするのは無理だろうと。その場合には飯岡、海上、干潟にその地域に合った、たまたま農業の盛んな町だったら産業課を置くとか、福祉に関係の深い町だったら福祉課を置くとかという形で、本庁方式ということにしたんです。その時に、この方式にはないよと、我々の言っているの

は。しからば、本庁・分庁併用方式になるのかなというようなことまで話が出まして、形としてはそういう形になればいいのではないかなということで、命題としては本庁方式という方式だということでやったんです。ところが、実態はそうではないんですけれども、まあまあ、今はそのような形で仕事をしておりますから、さっき市長のおっしゃられましたように、欲を言うならば、長部局でない部局、農業委員とか、あるいは教育委員会とか、監査委員会とか、そのほかいろいろな団体があると思いますけれども、それらを配置してもらえればいいのではないかなと、これは私どもの要望でございますけれども。

そういうふうにしないと、10年後には退職予定者が250人いると、その2分の1採用で125人減るわけですよ。そうすると、恐らく支所から減らしていくと思うんです。そうすると、10年後はどういう形になるかということ、恐らく戸籍と税務の収納と何とかとなると、恐らく10人くらいの職員で用が足りるのではないかなと。そうすると、1階のスペースがほとんどあいてしまうと。そういう時に地区の住民が来た時に、合併というのは何だよということになってしまうと思うんです。

そういうことで、長の管理部門とか、そういうものについてはやはり本庁舎が旭市役所ですから、それはそれとして理解できますけれども、先ほど市長試案としてちょっと触れましたけれども、そのようなことでできるならば、そのような形が望ましいなというふうに思います。やはりこのまま続けてしまうと、何年か先にそういう話が出た場合に、何だ、当時の合併の議員たちは何をやっていたんだというような思案は恐らく免れないのではないかなと。月日というのはそういう事実がだんだん忘れられていきます。たまたま私は今回の合併の話の中で、当時の海上町と旭市が相当分庁問題で争った時の記録を持ってきた方があるんですよ。その記録を読んでみると、私どもが知らないような事実がその記録の中にきちっと書いてある。もう50年くらい前の話ですからね。私どもが知らないようなそういう議員が議論をし、けんけんごうごうの議論をした経過というのは全部この記録の中に出てきているんですよ。なるほどなと思いました。

ですから、将来の歴史に耐え得られるような合併のこれからの方策をこれからみんなで考えていって、住民がなるほどなと、この合併はよかったというような、ただ単に庁舎の利用問題だけではありませんけれども、そういう形にしていいただければ幸いだなと思います。

以上で再質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（林 正一郎） 江波戸邦夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、私の方から支所・庁舎の活用方法でございますけれども、先ほどお答えをさせていただいたように、現在の利用方法を十分勘案をしながら、できるだけいい形で支所を利用できるように努めてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、公営企業への交付税の算入の問題ですけれども、算入規定等細かい問題が必要でございましたら担当課長の方からお答えをさせていただきますけれども、水道の場合には、市民のほとんど全員が使っている企業でございます。もう一つ、中央病院の場合には巨大になり過ぎまして、もう既に7万1,000人の町の病院というよりも千葉県の基幹病院です。そんな意味では、先日、市の幹部職員と県の幹部職員との懇談会を持たせていただきました時にも、そういった面で、県の方でもしっかりとこの病院については責任を持って少し考えてもらいたい、そのようなお願いもしてございますから、その辺を十分に踏まえながら、病院の健全運営、より一層の発展というものに病院と一緒に努めてまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

私の方からは以上です。

○議長（林 正一郎） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 地方交付税についてお尋ねがありましたので、お答えいたします。

2点ございました。臨時財政対策債の償還の関係でございますけれども、地方交付税に約束どおり算入されているかというお尋ねが1点ございました。これにつきましては、臨時財政対策債につきましては、償還の元利の金利につきまして地方交付税に算入されております。それは約束どおり進んでおります。

それから、財政関係の将来的な見通しということで、個人的なことでもいいからというお話がございましたけれども、議員のご指摘のとおり、国の役人でもちょっと分からないようなところがありますので、私からは申し上げられませんが、最近の動向をちょっと具体的な数字を追ってご説明してみたいと思います。

先ほど税務課長の方で、平成17年度の税の見込みと、新市建設計画の財政計画との乖離について説明がありました。地方交付税でもそれが若干出ております。新市建設計画の財政計画では、平成17年度の地方交付税を78億7,800万円というふうにしております。これに対しまして平成17年の普通交付税、これは昨日答弁いたしましたように64億3,407万8,000円でございます。あとは特別交付税ということでございますけれども、昨日申し上げましたのはその予算の計上の金額でございまして、実際に見込んである金額を申し上げますと、だいたい

13億円から14億円の間、14億円弱になるのではないかなというふうに見ております。これを足しますと、平成17年度の地方交付税は78億円程度だろうと見ております。ですから、建設計画と財政計画との乖離が7,000万円から1億円程度の乖離、少ないということになりますけれども、そういうのが生じてしまうのかなというふうに見ております。

一方、平成16年度から所得譲与税というのが創設されております。これは三位一体の行財政改革の中で出てきたものでございまして、これは本年度の本予算で2億5,000万円くらい計上しております。これは決定額でございます。ですから、先ほど最大1億円くらい減っても、これを入れれば1億5,000万円は増えるという、そんなことになるわけでございますけれども、これは例えば、その三位一体の中で国からの公立保育所に対する負担金とかが減らされております、なくなっておりますので、全体的に見ますと増えているとは言えないと思うんですけれども、いろいろそういうものが今後三位一体の中で減ったり増えたりというのは幾つもありますので、非常に先が読みにくい時代に今なっていると思います。ですから、来年の交付税事態もなかなか予測ができてにくいような状況が今生じていると。

少し前ですと、だいたい去年までの傾向を見ますと、ある程度来年の予想ができたんですけれども、今なかなかそれがちょっと難しいなど。所得譲与税にいたり、地方交付税に入ってきたり、一方で補助金が減らされると、いろいろなことが起きていますので、ちょっと難しい時期に来ていると、そういうような認識を持っております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 不納欠損額、また収入未済額が増えている状況について、今後どのように対処していくかというご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、不納欠損額、収入未済額ともに増えている傾向でございまして、16年度の1市3町の徴収率を見ますと、15年度決算の徴収率と比較いたしまして、旧旭市は若干アップしているんですが、3町についてはそれぞれ率の多少はございますけれども、町税、国保税ともに徴収率はダウンしております。

その結果といたしまして、旧1市3町を合わせました16年度決算での市・町税、国保税を合わせました不納欠損額は約1億9,674万3,000円となりまして、15年度と比較いたしますと12.8%ほど増えております。それから、収入未済額は23億9,992万2,000円ということで、15年度と比較いたしまして1.69%増となっております。

ただ、この不納欠損というものにつきましては、旧旭市におきましては単純な5年時効に

よる不納欠損は減っておりまして、執行停止、それから即時消滅によるものが増えております。これら執行停止、即時消滅というのは滞納者の状況を全部担当者が調査して、地方税法の執行停止の要件に該当するという場合には、税法の規定に従って行うものでございまして、滞納整理を適正に行った結果として出てくるものでございます。

ただ、このように不納欠損、収入未済が増えるということは、税の公平性の立場からは許されることではなく、この発生を圧縮しなければならないことは議員ご指摘のとおりでございます。旧旭市におきましては、平成16年度に旭県税事務所とも協力しながら、積極的に滞納処分の執行に取り組み、平成15年度まで低下傾向にあった徴収率を持ち直すことができました。今後は、他の地域におきましても納税者の公平を図るため、またより適正な滞納整理に努め、徴収率の向上を実現させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 54番、江波戸邦夫議員。

○54番（江波戸邦夫） まず1点目、税務課長にお尋ねしたいんですが、17年度の交付税が決定されたということで、まだ特別交付税というのは決定されていないと思うんですが、だいたい特別交付税が13億円から14億円くらいというふうに見込むと、78億3,000万円くらいの額が見込めると。そうすると、新市の財政計画の中での交付税の額とは4,000万円から5,000万円ぐらいの乖離があるということでございますけれども。

今までこの3町の特別交付税の流れを見てみますと、これは決算カードで私なりにはじいた額ですからどうかという気がするんですが、だいたい特別交付税というのは9億5,000万円くらいまでダウンしてきてございますね。それでなおかつ13億円から14億円を見込むということは、合併移行経費でこれらがカウントされるとなると、具体的に5億円くらいの合併に伴う移行経費が特別交付税の中へカウントされると。だとすると、13億円か14億円の数字になるんですが、その内容が分かりましたら、またそれが外れてしまうと9億5,000万円ぽっきりということになってしまうと思うんですが、それは大丈夫なのかどうなのかということが1点。

それと、税務課長からいろいろご苦勞なお話を聞きました。確かに役所の中の課の仕事の重要性とか大変さというのはみんな同じだと思います。しかし、徴収事務というのはその中にあっても非常に対人関係とか、あるいは債権者と債務者という言い方はおかしいんですが、そういう関係の中に職員が立たされますので、確かに徴収職員というのは大変さというのは分かります。しかし、これも職務でしょうから、ぜひ一層頑張って、少なくとも課税された

ものについては全部収納するんだというような意気込みで、ぜひこれからもご努力をお願いしたいというふうに思います。

財政課長、分かりましたら、その１点で私の質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 江波戸邦夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、地方交付税についてお答えいたします。

特別交付税、12月と3月なわけですから、まだこれからで予測の段階でございますけれども、きのうもちょっと議案質疑の中でお答えいたしましたけれども、1市3町の通年予算額として8億3,900万円予算では見込んでおります。これに合併移行経費7,000万円、それから合併年度から3か年措置される合併包括算入分ということで3億9,000万円。予算ではその7,000万円と3億9,000万円の3分の2を今回予算化しております。ご指摘のように、特別交付税ですからこれからですので、全部見込みますとちょっと心配でございますので3分の2を見込んで、トータルで11億4,600万円ということでございます。

先ほど私が13億円から14億円というふうに申し上げた数字は、3分の2ではなくて全部の数字を申し上げました。この合併移行経費の7,000万円でございますが、これは本市の場合ですけれども、合併に要する電算システム等の統一の経費ということで、総務大臣が認める額の0.5ということが入りますよということで、計算といたしましては、1市3町の電算システムの統合事業、これが2億8,000万円でございます。それから県のふさのくに合併支援交付金というのが1億4,000万円ございましたので、それを引きまして1億4,000万円、その2分の1ということで見込んでございます。

それから、もう一方の3億9,000万円の包括的特別交付税措置というものでございますけれども、これは基本額が2億円ということで、それに2,000円掛ける増加人数ですから、一番大きいところが旭で4万1,000人ありまして、それが7万1,000人になったということで約3万人。それに国で定める係数を定めまして3億9,000万円程度ということでございます。これは1年目に全額来まして、2年目はその6割、3年目は4割という予定になっております。これらを見込みまして、先ほど14億円弱かなというような金額を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（林 正一郎） 江波戸邦夫議員の一般質問を終わります。

◇ 藤 田 昌 功

○議長（林 正一郎） 続いて、35番、藤田昌功議員、ご登壇をお願いします。

（35番 藤田昌功 登壇）

○35番（藤田昌功） 2005年9月議会に市民の声を代表して一般質問を行います。私は今回四つの問題を提起いたします。

第1に、私道整備補助事業の改善であります。

これは、かつて旧旭市において、我が党の議員が提案をし実現をしたものでありますけれども、過去に4件が実施をされております。しかし、現実これを適用しようとしますと、大変使いにくいものがあります。実は私自身も近隣の件でこの事業を利用したいと考えておりましたけれども、これを現実に行おうとしますと大変面倒であります。何が面倒かといいますと、私道ですからそれぞれ地権者というのがいて、それらがその道路の地権を持っているわけですが、昭和40年代以前にいわゆるミニ開発されたような、そういった団地では、もう現に不在地主の居場所も分からないと同時に、権利関係も明らかになっていないという状況が数多くあります。したがって、これら地権者全体の総意によって、その同意を得るというのは大変難しくなっています。これがまず1点です。

それから、この補助をする事業について道路の構造の基準がありますけれども、これが一般の市道と同様の基準によっております。したがって、例えば普通の私道というのは、1日に100台の車が通るといのはかなり激しい交通だと思いますけれども、一般の市道に比べれば、はるかにその頻度は低いと言えます。したがって、これをいわゆる道路構造令等により基準に従って造るとなれば、かなり費用的な面では大変なものがあります。それに対してそこまでやる必要があるのか。いわゆるコストパフォーマンスを考えた場合に、簡易舗装であっても問題はないのではないか。こういった点があります。

この2点をぜひ改善をしていただきたい。少なくとも、構造においては簡易舗装であっても、例えば3センチということだと、一般の道路の構造に比べればはるかに低額で済みます。さらに、その2分の1の補助ということでもありますから、一般的に言うと、例えば200メートルの道路で100万円ちょっと、半分を負担するということになるわけですが。こういった形で従来行われていたもの、これをさらに緩めていただきたい。これによって、旧旭の時代には約700本の市道、これは公道ですが、市道が未舗装の部分を持っているという答弁があったことがあります。今回市域が広がったわけで、相当な本数の市道が多分未舗装の状況にあると思いますけれども、そうだとすると、それを待って私道が整備をされると

いうことになれば、100年はゆうにかかるであろうと思われます。したがって、市民が積極的に望む形があるならば、ぜひこれが認められるように、すなわち、現に住んでいる住民の総意があれば、この補助を認めるようにしていただきたい。それと同時に、できるだけ安上がりになるような、そういった方法も講じていただきたい。

この二つと、さらに併せてお願いをするなら、補助率50%はちょっと厳しいのではないか。私は以前、例えば分譲をして50年たったら、もう無料でもいいのではないか、30年たったら3分の2、40年なら8割、50年たてばもう100%市で持ったっていいのではないかと、50年間市民が住んでいたんだということを申し上げたことがあります。これを当面3分の2ということでぜひ認めていただきたい。現在100万円ということが限度ですから、仮に3分の2に上げて30数万円、しかも限度までいくかどうか分かりませんから、1件当たりによれば大した額ではないわけで。それでも、やはり市民としてはこれによって相当近づけられると思うんです。ぜひこれをお考えいただきたいと思います。

それから2番目に、コミュニティバスの本格実施の問題であります。

旭市は、予算の関係もありまして、今年度まで試行ということでやっております。これは国の補助金を得るといような目的もあったわけですが。したがって、私は現在試行と言っているけれども、これは本格運行だと考えておりますが。今度合併によりまして、飯岡にももちろんバスが走っております。これらのものを、当然全市を網羅するような形のネットワークに改善をする必要があると思います。これはぜひお考えいただきたい。一部地域が漏れているというようなことであっては、市民に対する公平は保たれません。ぜひこれをお考えいただきたいと思います。

そこで問題は、この事業を今回検討委員会を設けて検討するということでありまして。しかし、この検討委員会なるもの、一体どんな意味があるのか。例えば、私は以前の時にも申し上げたんですけれども、タクシーの業界の代表がいる。これバスが実際に運行をし、それが合理的に、しかも市民にとって便利であるような、そういう事業を組むのに、なぜタクシーの代表がいなければいけないのか。以前の時にも、この方が強烈的な反対論を打ちました。そのために利用者代表はみんな黙ってしまったといいます。そんなことで本当に利用者が便宜を感じられるような、そういった事業ができるのだろうか。私はまずこの検討委員会のメンバーにもしそういう方が入るなら、私もぜひ入りたい。で、私が反論をしたいと思います。これをぜひお考えいただきたいと思います。

それに併せて、せっかく今度新しい事業にするわけですから、それらしい新しいやはり器

が欲しいと思います。つまり、昨日、障害者に対する配慮の問題というのが出ましたけれども、私はやはりやるなら、せっかく新しい事業としてやるんだっただらば、旭市がローデッカーの床の低いバスですね。あれを買って、それを運行委託するなり、あるいは貸与するなりして、この事業を実現していただきたい。やはりせっかく新しい市が生まれた。これは毎度申し上げていることですが、バスが市内を走るということは、それ自体行政が働いているんだというのが目の前に見えるんです。だから、決して高いものではないんですね。これをお考えいただきたいと思います。

ついでに言うなら、ぜひこの際、これも前に提案したことですが、ミニ公募債という方法があります。市民にバスを買うのにお金を出してくれないかという話ですね。これをぜひ考えていただきたい。もし実現すれば、私もご協力いたします。

それから3番目に、市営住宅の水準アップの問題であります。

この合併によりまして、実は相当市営住宅にもピンとキリができました。旧旭市の方がだいたいキリのクラスです。これをいつまでもこのまま放置していいのかという問題なんです。これもたびたび要求をしました。例えば、水洗トイレくらいはもうあっても常識ではないだろうかということを申し上げたわけですが、その際、既に耐用年数が来ている建物だということの中で、昭和40年代に建てたものですから、そろそろ耐用年数が来るという考え方、これは妥当なものだと思います。ただ、だからそれがつぶれるまでうっちゃらかしておくことなのかどうかということで質問をしました。その結果は、どうもうっちゃらかしておくということになったようです。

そこで、私は耐用年数が迫ったということであるならば、これをこのまま朽ちるままに任せるのかという問題と私は思います。もう更新の準備をしなければならない。たまたま3町の方には比較的質のいい住宅を持っております。この際、それだけに任せることでいいのか。やはり私は市の中心にもっと人口が増えなければならないという具合に考えています。したがって、この市営住宅という問題も、ぜひそういった観点から見ていただきたい。あまり便利のよくない所にばらばらに置くというよりは、できることなら一部は高層であってもいいけれども、中心地に近い所に建てていただいて、そしてその中で市民がいつもその中心部を歩いているというような状況が生まれて、初めて町のにぎわいというのは目に見えるはずなんです。ですから、ぜひこの町の中心に新しい市営住宅を建てるということを検討していただきたいと思います。

それから4番目は、水道料金設定の見通しということで質問をするつもりでございました。

これは面談をした結果、当分の間やはり見通しは立てにくいという、これは何も事業担当課のせいだけでない。国・県の補助金がさっきもたびたびいろいろな件で出ていますけれども、国・県の補助金の制度というものはあいまいなんですね。その結果として、毎年そのハードルが変わってしまったりする。その結果として幾らもらえるのかははっきりつかめないという状況もあるわけです。それを考えますと、これ事業課だけ攻め立てるわけにはいきません。したがって、今見通しが立たないという状況の中で、私は提案をしたいと思います。

第1に申し上げたいことは、市長があなたの任期の間に料金を上げないという決意をしていただきたい。これは必ずしも無理なことを言っているわけではない、その決意をしていただければ、いろいろな工夫の仕方はあるだろうと私は考えているわけです。

その一つとして、前提としてですけれども、国・県の補助金、これにかかわりなく現状程度の補助を行うという覚悟ですね、これを考えておいていただきたい。国・県の補助金というのはまるっきりなくなってしまうことはないだろうと思いますけれども、かなりハードルが上がったり下がったり——いや、下がることはないですね、上がる一方ですけれども、だんだん厳しくなっている。ただ、水道会計だけを考えた場合に、これを国や県が切ってしまったからこっちも切りましょうということになってしまうと、どうしても先の見通しが立ちません。

したがって、基本的には現状維持ができるような、そういうような補助の考え方をしていただきたいと思います。これによって、やはり企業会計の努力といいましょうか、営業努力が生きてくるだろうと私は考えています。手続き的な問題で国・県からの補助金を受けるといふ、その手続き的な問題は、これは事務担当課の問題ですから、細かい点は市長が特に気にされる必要はないと思うんだけど、基本的には水道会計の健全化のために、その程度の覚悟は持っていただきたいなという具合に思います。

さて、そういう前提の中で、私は水道会計が赤字だ、赤字だというのはうそだということをはっきり申し上げておきたいと思います。今回の予定決算書を皆さんご覧いただいていると、予算書の一番最後のページに載っています。あの中で大ざっぱにいうと、6億7,000万円の赤字が出ることになっています。しかし、これは本当の意味での赤字ではない、私は見せかけのものだという具合に申し上げたいと思います。

なぜかという、旧旭の皆さんには毎度申し上げていることなんでしょうけれども、申し込み納付金というものがあります。これを年々積み立ててきました。私は、これはいわゆる3条、3条というのは収益的収支、つまり毎年収益的収支として繰り込んで、そしてそれを消化し

てしまうということでバランスをとる方がいいんだということをたびたび申し上げただけ  
れども、今回の合併後も4条の処理、つまり資本的収支の中に入れるということになりました。  
もうそのことについては私は申しません。しかし、そうであるなら、今回バランスシ  
ートの中で、大きな形としての13億円の申し込み納付金というものが積み立てられています。  
これは内部留保です。したがって、赤字があれば償却すべきものです。6億7,000万円の赤  
字に対して13億円の内部留保がある。とするなら、いわゆる見せかけの赤字というものに恐  
れる必要は全くない。

問題は何かといいますと、キャッシュフローなんですよ、流動性なんですね。これに気を  
付けていればいいわけで、例えば今年度の見込みの決算でも7億円の流動資産がある。それ  
に対して必要な額というのは4億5,000万円程度ということになっていますね。したがって、  
流動性という点から考えれば、現在の料金体系で十分にカバーできる。これは水道課の努力  
もあって、有収率が徐々にではあるけれども上がっています。今回合併でもってまた崩れて  
しまったからよく分からなくなっているけれども、これは評価をしなければいけません。

それと同時に、そういう状況の中では、今後、水道会計が前提として申し上げたようなこ  
とが認められるならば、引き上げる必要はないんだという具合に私は考えております。これ  
は十分に市長の任期中——市長が4年とは思わないんですよ、私はもっと長いと思うん  
です。長い間も上がらなくても済むんだという具合の気持ちでいます。

今後の問題の中に、私その会計を悪くする状況があるだろうと思っています。それは何か  
といいますと、大型投資です。この後一般質問の中にも出てくる可能性があるわけですが  
けれども、大型投資をしなければならない状況が生まれてくるのかもしれません。これは大変水  
道会計自体にとっては厳しい問題があります。したがって、これについてはあまりくどく申  
し上げるあれが無いんだけど、私はやはり政策投資でなければだめなのではないかと。  
たまたま昨日、東総広域水道事業団の高度化処理施設の問題がありましたけれども、これが  
やはりヒントになると思います。つまりあの場合、かかった経費の約半分は出資金によっ  
ています。昨日申し上げた、例えば新市は今年度3億3,000万円の出資をしますというように、  
だいたい経費の2分の1というものは出資によっています。つまり自己資本なんです。残り  
の2分の1が借金であるということですね。

したがって、そうであれば、この財政的な負担が相当軽くなるはずですよ。できることなら  
全額出資金でもってやれば、これは申し分ないんだけど、そうもいきません。何に  
よらず市が出資をして、これをやるような政策投資としての考え方というものが無いと、水

道会計は壊れてしまう可能性があるとは考えています。この辺もぜひお考えいただきたい  
と思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 藤田昌功議員の一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時11分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤田昌功議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 藤田昌功議員の質問にお答えをさせていただきます。

藤田議員、もう自分で十分承知の上で質問をなされておいででございますので、本来であれば答えがいらぬような気もするんですけども、お答えをさせていただきたいと思  
います。

まず、私道の整備の補助事業の改善の問題であります。補助要件の緩和あるいは道路舗装  
の規格の改善、さらには補助率を3分の2に上げてほしい、地権者全員の承諾を得るのはな  
かなか難しいから、そういった面も緩和をしてほしい、いろいろな問題がございました。こ  
の質問がございました。

この私道の件でありますけれども、現在のところ、まだ新市全体の私道の把握がしつかり  
とつかめておりません。正直言って、旧旭市の地域内だけでも約400本も位置指定の私道が  
あるわけですし、そういったものも含めてこれから十分検討をさせていただきたい。本来で  
あれば、あっさりとお答えをすれば一番いいんでしょうけれども、そういった意味で公平を  
期する上でも少し慎重に検査をさせていただいて、それからお答えをさせていただきたい  
と思いますので、しばらく時間をちょうだいしたいと思います。前向きに検討はさせていただ  
きますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、コミュニティバスの問題でありますけれども、非常にいいご質問をいただきま  
した。ミニ公募債で議員自ら出資をしてくれるということでございますので、大いに期待を

させていただきながら、今検討委員会を設立して検討をしていただいておりますから、私自身も選挙での一つの公約として、公の施設を市民の皆さん方が公平に使えるような形でぜひバスを使いたいなというようなお話も申し上げておりますから、そういったものも含めて今検討をお願いし始めたところでございます。いい形で運行ができるように検討をしていただきたい、そのように思っております。

それから、3点目の市営住宅の水準のアップでありますけれども、私もこういった時代ですから、本当にもうトイレなんかは水洗の時代だろう、そのように考えております。ただ、旧旭市の場合には、旧で申し上げて大変恐縮なんですけれども、正直言ってまだ旧3町のそういったアパート等の状況というのをよく把握しておりませんものですから申し上げるんですけれども、旧旭市の場合には民間のアパートも非常に数多く建っております。そういった中で、市営のアパートをご利用いただいている皆さん方の意見を聞かせていただきますと、新しくしていただく、きれいにしていただくのは非常にありがたいけれども、家賃の値上げは困るよというのが率直なそういったご意見が多ございます。そういったものも踏まえながら、そうした皆さん方にご利用いただけなくなってしまっは大した意味がありませんし、きれいにして安い市営住宅を造って、今度は民間の圧迫をするという形でも困りますので、その辺も十分配慮をさせていただきながら考えていきたいな、そのように考えております。

それから、独居老人の対策としては、別の意味もまた少し検討をさせていただきたいな、そう思っております。独居の皆さん方に関しては、今、民生委員の皆さん方をお願いしたりなんかして、見回っていただくようお願いしたり、いろいろな方法を講じておりますけれども、できれば、どなたかが目をかけられるような集合住宅みたいなものでもあったらもっといいかなとも思っておりますし、同時に、現在海上ではそういったいいアパートに補助金を出して、独居の方が海上地区でありますけれども、補助金を出してそういったところが利用できるような方策もとっているようですから、そういった面も含めて検討をさせていただきたい、そのように考えております。

それから、水道の問題ですけれども、実際なかなか議員がおっしゃられるほど内容が豊かなわけでは決していないんですけれども、ただ、こういった合併をした時期です。配水管の接続等も含めましてしっかりと見直しをしたい、そのように考えております。先ほども申し上げましたとおり、水という問題はそれこそ市民全員が利用をする問題でありますから、そういった面は十分配慮をさせていただいて、これからの水道料金等も検討をさせていただきたい、そのように思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（林 正一郎） 35番、藤田昌功議員。

○35番（藤田昌功） ありがとうございます。

最初の私道整備の問題、これは確かにまだ合併して全体がつかみ切れていないというのは分かるんですけども、事業として一応今年度も予算は積もってあるんですよ。したがって、従来の形では今年度も実施をされるんだろうと思います。ただ、私が申し上げたような形というのはだいたいお金の問題ですけども、補助率を上げるという問題ですが、これについては来年度以降になると思いますけれども、ぜひこの辺はお考えいただきたい。

というのは、やはり私道であっても、市の土地には変わりはないわけだし、そこに市民が積極的に改善をしたいという要求があるわけですから、ぜひそれを積極的にやはり支援をするという立場でお願いしたいと思います。

それから、コミュニティバス、市長の積極的なご発言があったのであまり心配はしないんだけど、ただ、空白の地域が無いようにぜひここはお考えいただきたいと思います。今の営業路線だとか、それから他の自治体との共同だのの問題があって、確かに重複の問題があるからややこしいんだけど、できる限りやはり主体的な市としての運用が必要だと思いますので、これはやはり考えていただきたいと思います。

この問題というのは、たびたび私も言ってしまうから嫌みなんだけど、きめの細かさというような点をもっと考えていただきたいと思う。これも前に申し上げたかもしれないんだけど、今、旧旭の地区に循環バスが循環しているわけですけども、もう間もなく福祉センターの閉館時間が4時半になるはずなんです。ところが、バスが来るのは4時45分なんです。つまり15分間、外の寒い所で待っていなければいけないという、これはやはりデリカシーに欠けると私は思うんです。と同時に、言うならば行政の整合性の問題だと思います。ですから、この辺りも十分配慮されるような、そういったようなバスの時刻表といいましょうか、そういったことも含めてお考えいただきたいと思います。

それから、市営住宅の問題、これは必ず出る問題ではあるんだけど、新しくすると高くなるという問題もあるんですが。民間アパートに住める方は住んでいただきたいわけですね。今私たちが要求しているのは、そういっただけの収入を持たない人なんです。ですから、じゃ、持たない人はぼろぼろの所に住めというのかと、そういう問題になってしまうんです。だから、そこのところをぜひご配慮いただきたい。所得制限するなり何なりしてもいいと思うんです。その中でぜひもうちょっと改善をしていただきたいなということです。そ

れ以上のことは申し上げないことにします。

それから、水道料金の改定の問題です。これは昨日、市長が大変積極的なご発言をいただきました。私はそれができれば素晴らしいと思います。ただ、相手のあることなので何年かかるか分からないというのが率直な感想なんですね。それまでの間であっても、やはり主体的にやらねばならない問題はやらなければならないわけで。そういった意味できょう申し上げたわけです。ですからぜひ、値上げをしないという覚悟は市長も持っていただきたい、あなたが任期の間ですね、ぜひよろしくお願いします。

○議長（林 正一郎） 藤田昌功議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 藤田議員の4点の再質問でございますけれども、すべて統一をして前向きに取り組ませていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

水道料金で、絶対に任期中は値上げをしないという決断をしろということでもありますけれども、決断でなく、決断くらいのところでお許しをいただきたいな、そのようにお願いをいたしたいと思います。前向きに取り組ませていただきます。

○議長（林 正一郎） 藤田昌功議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 伊 藤 鐵

○議長（林 正一郎） 続いて、68番、伊藤鐵議員、ご登壇願います。

（68番 伊藤 鐵 登壇）

○68番（伊藤 鐵） 68番、伊藤鐵です。私は、本会議で一般質問をするほどのものではないのでありますが、通告した2点ほどについて、極めて稚拙な問題であります。

農業委員会の選挙が私どもの方でありまして、本来であれば、農業委員会というのは選挙は珍しいのでありますが、全体であればやらないケースが多いのでありますが、この間は旧自治体割に区切ったためにうちの方で選挙がありました。かつても何度か旧干潟町では数回選挙がございましたが、その時と今回の選挙、新市になってからの選挙に対する取り扱いの変化がありまして、一般にとまどいがありましたので、その点について。

農業委員会というのは、農業行政全国的な組織であります、農業行政をつかさどるあれとして。ただし、選挙の規制に関しては公職選挙法に準ずるということで細かい規制が無いわけであります。従来、干潟町の場合は一般公職選挙法と同様に、記載所に候補者名の一覧があったわけです。今度新市になったら、当時うちの地域だけでありましたので選挙管理委

員もありませんでしたし、総務課の担当主任の裁量であったかどうか分かりませんが、候補者名の一覧が記載所がない。記載しろという規定が無いから記載のないことをやったら、それは違法な選挙ということにもなりかねない。ひいて言えば無効な選挙なりかねない。干潟町はかつてそういう違法な選挙をやっていたのかと言ったら、時効でもそういうことになりましたよねというその担当職員の総務課の見解であって、非常に投票者が不便を来している。日本的に有名な人がやはり候補者の1人にありましたので、宮澤兄一さんという方と開票の時にも七・八十票同姓同名が。ただ立候補制であるもので、判読として有効にしたそうではありますが、非常に開票に手間取り夜半に至って。

従来でありますと、私どもの町では有線の時代から防災無線に至るまで、選挙には、候補者を締め切ったら候補者名の放送があった。また開票したら開票結果の発表もあった。今回の場合は全くそういうことは新市になつたらない。大きく変化。一般から言えば、やはりサービスを落としたのではないかと。これは同じ法律、法改正がなされたわけではないようですので、全国的な普遍的な見解はどのようなものであるのか。

選挙というのは、前段の行為ではなく、書く行為が主眼だろうと。その場合に、候補者名の一覧を記載所に記載をしたら、しろという規定が無いから、やったら違法だという見解でしたが、全国的な普遍的な見解であるかどうか。プロの先生らの判断ですから無論間違い、私どもの田舎者の素人の知る由もありませんが。このひな壇の先生はプロ中のプロですから、普遍的な見解を、あえて初めてでありますので。今後、農業委員会の選挙というのはめったにありませんが、本来であればオープンにすれば、これは推薦人事もありますので選挙をやることは少ないのでありますが、また今後ないとも限りませんので、一つの普遍的な見解をお尋ねしたいと思います。あえて貴重なお時間を忙しい先生方の前で、田舎者でございますので何せお許しをいただきまして。

その次の問題については同じもう一つ、農業委員会法が今度若干改正になりまして、土地改良団体からも1人、各農業団体から推薦ということがありまして、一部には関係農業団体がここには四つあるから、1人であればそれぞれ交代でやろうなんていう意見も出されたように聞いておりますが、それは当面事業所があるところから1名。農業協同組合、農業共済組合、農業土地改良団体、自治体の長はそれぞれ1名というその見解について、ちょっと私のような単細胞では農業共済組合から2名という、それぞれ1名と農業委員会法ではあるというのに、自治体の長が推薦できるというのは、農業共済組合に限って2名と。農業委員会法をより優先する何か特例法があるのかどうか。1事業所から1人ではなく、1組合から1

という普通の理解、プロの先生の判断は分かりませんが、ちょっと私ども単細胞では理解しかねるところがありましたので、ちょっとその点もお尋ねをいたしたいと思います。

それと、これは解決のついたものでありますが、公民館の使用について、うちの方で毎月定期的に公民館を利用している団体がありまして、合併してから支所には決裁権が無い、本庁でなければということで非常に不便を来たしている。さらに、旭は旭の公民館法を適用したから有料であると、さらにもう一度。公民館というのは、何か教育委員会の傘下にあるから、うちの町には教育委員会がありませんので、お伺いを立てると、もう非常に不便を来たしている。支所長にここにもおいでですが、支所長にお伺いしたら、いや、公民館は別ルートで決裁権はない。それで館長もいますが、館長をはじめ4名、ただ何の必要もないと。そういう地域住民からお前ら何をしている、えらいご叱責をいただきましたので、問い合わせしましたら、これは例規等委員会、当時、旧自治体の議長、副議長と、時の知識・見識の高邁な2名の代表委員から構成した例規等委員会で決定したものであると。お前ら何例規を見ているんだと言われましたが、私どもはその数度の例規等委員会で慎重審査をしたものをどさっと職務執行者が専決処分をし、臨時議会で一括承認だからどうも不明を恥じましたが。

それを、早速新市長登庁されましたから、市長というのは権力者でありますので、日本の行政はここに並び官僚全盛であります。今、特例年金の田舎議員をさせていただいておりますので、本来であれば、一住民が口をきける立場ではありませんが、その使用の問題について進言をいたしましたら、早速調査・対応をしていただきまして、出先でもそれぞれの手続きをしていただければ処置がつくようにしましたからとありがたいお話をいただきました。一介の田舎者のあれに耳に傾けていただきまして全くありがたいお話で、これはついてでありますので、一つの事例を申し上げました。本来ならば権力者であります。細心の注意をいただきましてありがたく、本席をおかりしまして御礼を申し上げるところであります。ありがとうございました。

どうもせっかく貴重なお時間を思い付きに類する質問であります、変化期でありますので、農業委員会の選挙はめったにありませんが、同じ法の解釈でも、そういうように記載、選挙というのは書く行為が主眼だろうと思うんです。そのところに不便を、候補者の一覧を記載しろという条項が無いと。なくても準用するのは補足規定があるのかどうか。これは農業行政、全国的な組織でありましょうから、プロ中のプロの普遍的な見解をお尋ねしたいと思います。

私は再質問はしません。答弁を求めましてこれで終わります。貴重な時間を大変失礼しま

した。どうも先生方、失礼しました。

○議長（林 正一郎） 伊藤鐵議員に一言お願いがございます。今後、通告にない質疑は認められませんので、ご注意をお願いいたします。

それでは、伊藤鐵議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、私の方から農業委員の過日実施された選挙の氏名掲示の関係についてお答え申し上げます。

選挙事務の執行に当たっては、法令の規定の誠実に実行するよう求められております。これは当たり前のことですが、それから農業委員会委員の選挙について、氏名掲示については、公職選挙法の該当条項の準用規定が無いので実施しませんでした。

ところで、質問のごございました実施しなかった場合、法令違反または選挙無効になるかということについては、禁止規定について判例や行政実例で確認したわけではございませんが、即座に無効ということではないと考えられるところでございます。しかし、公職選挙法の準用が無いことから、実施する場合、選挙の公正や公平の観点から、その方法等について氏名掲示の順序等を定める選挙規定等を制定する必要があると考えられております。なお、新旭市ではそのような規定を現在持っておりません。

参考までに調査しましたところ、山口県及び宮崎県の何市かでは、選挙管理委員会で規定を制定し、氏名掲示を行っている市があるようでございます。

ところで、公職選挙法で氏名掲示の規定が適用されていないというのは、農業委員会委員の選挙が農業という同じ仕事を営む人の間での選挙、言い換えますれば、仲間内の名前等をよく知り合った人たちの選挙であることも理由の一つかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（林 正一郎） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和） 農業団体の自治体の長の推薦についてお答えいたします。

選任による委員につきましては、農業委員会等に関する法律第12条及び同施行規則第8条で規定されております。法律の規定の方では、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事または組合員各1人となっております。また、施行規則の方では、農協及び共済の地区または区域の全部または一部を包含しているものということで、複数ある場合は各団体ごとに推薦できるというような規定になっております。

なお、今回平成16年の法改正と施行規則の改正によりまして、土地改良区につきましては、

2以上ある場合には、土地改良区が協議して一つの土地改良区を定めるというようになっております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 伊藤鐵議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 木 内 欽 市

○議長（林 正一郎） 続いて、21番、木内欽市議員、ご登壇をお願いします。

（21番 木内欽市 登壇）

○21番（木内欽市） 21番議員、木内欽市です。本日最後の一般質問をさせていただきます。

合併後、初めて開会されております本議会、皆様方にはお疲れのところ大変恐縮でございますが、執行をはじめ皆様方には今しばらくご辛抱をお願い申し上げます。

三つ以上の自治体の合併としては県下では初めて、人口は7万1,000人、面積は県下で8番目の129.91平方キロメートルの新旭市が誕生してはや3か月、市民の信頼と期待を担って、伊藤市長が就任して2か月が経過をいたしました。合併前は、合併したらまだ気づかないさまざまな問題が出てくるだろうと危惧しておりましたが、心配した割には大した問題もなく、まあ順調に船出したのかなという思いを持っております。これも、かじ取り役でありました伊藤市長をはじめ合併協議会、その他担当職員の皆様のご努力のたまものと、心から感謝と敬意を表させていただきます。

私は、旭市議会平成17年第1回定例議会において、当面する諸問題、市民の要望に沿った5項目10点について質問を行います。今まで質問をなされた同僚・先輩議員、明日以降登壇する同僚・先輩議員の質問と重複する点もあろうかと思いますが、私の立場から角度を変えて質問をさせていただきますので、この点あらかじめお許しを願いたいと思います。

それでは、執行をはじめ担当の皆さんの前向きな誠意ある答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、市長の政治姿勢について3点ほど伺います。

市長は、さきの市長選では、旭中央病院を核とした民間の活力を生かした官民一体型の安心で安全なまちづくりを目指した大きな三つの公約を掲げて、合併前の3年5か月の旧旭市長に引き続き、新旭市の初代市長として無競争で就任をなされました。これは冒頭申し上げましたが、今までの実績もさることながら、今後の市政運営に寄せる市民の厚い信頼と期待であります。私も同様に大いに信頼と期待を寄せている一人でございます。

それでは、市長の政治姿勢について3点ほど伺います。

第1点目として、大きく掲げた三つの公約実現に向けてどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

第2点目として、合併記念特別事業等のお考えはあるのかどうか伺います。

3点目として、県下で8番目の面積となりましたこの広い新旭市、各地域の均衡ある発展はどのように図るつもりか、市長のご見解を賜ります。

次に、教育問題について伺います。

教育の重要性は、今さら私が申し上げることでもないでしょうが、戦後、資源も広大な国土も持たない我が国がこのように発展したのは、国民の勤勉性もありますが、世界一の教育水準、学力があったればこそというのは誰もが認めているところであります。しかし、今、教育現場にさまざまな問題が生じております。そこで3点ほど伺います。

質問の第1、児童・生徒の学力低下にどのように対応するのか。

第2点目として、不登校の児童・生徒にどのように対応するのか。

質問の第3、2期制、2学期制に対する教育委員会のお考えを伺います。

次に、災害対策について伺います。

災害はいつどこで起こるか分かりません。台風は、気象衛星等の発達で進路等はほとんど正確に予想できますが、雨量等についてはまだ正確には予想できません。地震については、長い年間での予想はできますが、いつどこで起こるかは予想できません。

10年前に発生した阪神・淡路大震災は、比較的安全と言われた地域に起こりました。早朝のテレビを付けた時に、大きく倒れた建物、橋梁ごと倒れた高速道路などを見た瞬間、私は映画のワンシーンか、遠い外国の出来事ではないかと思わず我が目を疑いました。悲惨な光景はその後も続きました。その後、建物から出火した火災、消防車両が現場に到着しても、消火栓が分断されてしまい水が出なくて火が消せないのです。この地震によって亡くなられた6,433名中に、建物の下敷きになったまま迫り来る炎の前で、おれはもういい、お前たちは逃げろ、こう言って肉親の目の前で亡くなられた気の毒な方々が何人もおられます。焼死者は529名、負傷者は4万3,792名、今現在行方不明者は3名です。不幸にして亡くなられた方々には、心から改めて哀悼の意を表します。

そこで、地震、火災、台風等の自然災害に対する対応について、過去に受けた自然災害現場の復旧の予定、この2点についてお伺いをいたします。

次に、道路問題について伺います。

交通・流通の手段が水運の時代には川に面した地域が、海運の時代には港の近くが反映しました。これからは航空機の時代ということになると、空港の近くが反映するのでしょうか。この地域が発展するには道路の整備は欠かせません。私は旧海上議会でも何度も質問してまいりましたが、道路は行政でなければ造ることはできません。道路ができれば、その周囲は自然に開発され発展いたします。昨日も質問が出ましたが、旭中央病院のアクセス道路、その他主要施設へのアクセス道路の計画はどのようなになっているのか、伺います。

最後に、都市計画について伺います。

1市3町が合併して3か月が過ぎようとしています。旧旭市の場合はもともと都市計画が定められておりましたが、他の3町は都市計画が定められておりません。住民が安全で快適な生活を営むためには、都市計画はなくてはならないわけであって、いずれは旧3町も都市計画区域に編入されると思います。そうしますと、建築基準法や建物を建てる時の接道義務、建ぺい率、容積率等の規制が生じてまいります。いつごろ都市計画を定める予定なのか、お伺いをいたします。

これによって、混乱は生じないのか大変心配になります。執行の見解を伺います。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

○議長（林 正一郎） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 木内議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず私からは市長の政治姿勢について、それから道路問題で、旭中央病院等の各施設へのアクセス道路の予定は、この2点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、市長の政治姿勢について公約の実現に向けてということでありますけれども、先ほど来の質問にもお答えをさせていただきましたけれども、安全・安心のまちづくりという問題に関しましては、市民と協働のまちづくりを進めていきたい、そのように考えております。市民全員の皆さん方にお手伝いをいただいて、そしてみんなで市の安全という問題にしっかりと力を、目を注いでいただきながら、みんなで考えていくまちづくりをしていきたい、そのように考えております。当然のことながら、警察等をはじめとしたいろいろな機関の皆さん方にも積極的に協力をいただいて、そういったものを作り上げていきたい、そのように考えております。

それから、医療・福祉の郷、食の郷、交流の郷、そういった提言もさせていただいており

ます。議案質疑でもお答えをさせていただきましたけれども、このことは新市の建設計画と表裏一体となって進めていく問題でありまして、もう既にいろいろな動きをさせていただいております。と申しますのは、東京都の江戸川区、中央区、江東区、この3区に市の職員に出向いていただいて、そして我々の町と交流を持ちませんか、そういった呼びかけもさせていただいております。きのう申し上げましたように、職員の研究班の皆さん方には、積極的に優良地あるいは先進地の視察をしていただいたり、そういったことにたけた皆さん方の話を聞いていただいたりして、まちづくりの計画を今立てていただいております。こういった食の郷にしても、医療・福祉の郷にしても、交流の郷にしても、すべてつながって一つのものになっていくわけでありまして、これからも積極的にこの取り組みを進めていきたい、そのように考えております。

中央病院を生かしての医療・福祉の郷の一つには、隣接をする旭農業高校、ここに新しい科を設置していただくということで、県の方にももう昨年からお願いをさせていただいております。いまだきちっとした回答はいただいておりますけれども、あれだけの病院をしっかりと生かすことができたなら非常にすばらしいものになるだろう、そのように考えておりますし、また農業団体の皆さん方等とも一緒になりまして、農と福祉のフォーラムを開いていただいたりというような形で、農業とそういった医療面、いわゆる精神面から、それから少し身体の不自由になった皆さん方のリハビリに関するまで、何でも農業を通じてそういったものができますし、同時に健康を守っていく上で一番大事なものは食であります。そういったつながりというものをきちっと持ったまちづくりをしたいというのが主眼でございまして、そういったいろいろなさまざまな取り組みを今展開を始めているところであります。

もう言うまでもなく、旭市でありますけれども、農業の生産額は千葉県1位でありますし、飯岡漁港の水揚げ高は銚子に次いで2位というようなことがございまして、いわゆる食材になるものなら何でもそろうわけであります。これをしっかりと生かしていきたい、そのように考えております。同時に、工業団地には食肉公社もございまして、もう日本有数の屠畜総数を誇っているわけでございますし、ここに競争力が生まれるような形というものを考えていったら非常におもしろいだろう、そのように考えております。そんなことで、少しずつできるところから取り組みを、展開を始めたところであります。

それから、二つ目の合併の記念特別事業でございましてけれども、これは今、新しい市のシンボルになる市章の方を選定委員会を開いていただいて、これは全国公募したわけでありましてけれども、690何点か募集をされたようでございます。それを愛知美大の林先生に委員長

を務めていただいて、第1回の選定委員会を開かせていただきました。来月11日に2回目の委員会を開かせていただく。10月29日には合併の記念式典を考えておりますので、それに間に合うように市章を選んでいただくという予定であります。

それから、一昨日、第1回目の市の木・市の花の選定委員会を開かせていただきました。これもかなりの応募があったようでございまして、どんな花、どんな木を選んでくれるのか、大変楽しみにしているところでございます。

それから、各地域の均衡ある発展をどのように図るつもりかということでございますけれども、新市の建設計画、これは各地域の意見というものをしっかりと取り入れていただいて立てた計画でございます。これを基にして取り組んでいきたい、そのように考えておりますし、この後議会の方が一段落つきましたら、各小学校区単位で座談会を開催して、そして懇談会を開催して、地区の皆さん方の意見を聞かせていただきたいな、そのように考えております。

それから、次に道路問題でありますけれども、旭中央病院等の各施設へのアクセス道路でございますけれども、これはもうきちんと計画を立ててございまして、それに沿って進めさせていただいているところでございます。現在、検討させていただいておりますのが、中央病院のアクセス道路、これは広域農道から中央病院までを結ぶものでございまして、本年度、予備設計、測量を実施する予定であります。

それから、谷丁場遊正線、これは鎌数工業団地の東側を走っている道路でございますけれども、この道路に関しましては、国道から広域農道、さらには干潟までを結べるように、今鋭意努力をさせていただいているところでございまして、きのうの議案質疑でも出ましたが、広域農道まではできるだけ早目に暫定的に通行が可能になるようにしたい。それから、その先の米込地先でございますけれども、地権者の皆さん方への交渉を今している最中でございまして、これもできるだけ早く地権者の皆さん方のご同意をお願いしたい、そのように考えております。

それから、見広松ヶ谷線でありますけれども、鶴巻小学校からキャンプ場、東庄町に至る道路でございますけれども、県施工の清滝バイパスとの調整中でございます。

それから、これは海上支所南線ですか、県道銚子旭線から海上中学校の間ということで、これは用地の交渉中、先ほどの通学路の問題だろうと思います。江波戸議員からお話があった通学路の問題だろうと思います。

それから、忍坂横根線、これが飯岡バイパスから塙十字路を通って銚子へ行っている道路

のようですけれども、飯岡バイパスから塙十字路の間、約2.2キロ、1.1キロメートルが今年度竣工、残りが用地の交渉の準備中だそうです。

それと、清滝バイパス、広域農道からキャンプ場から銚子につながるものでございますけれども、排水工事の調整中ということのようです。

それから、東総運動公園の東側の道路、これはきのうの議案質疑でも出ていたようですけれども、運動公園から大原幽学の記念館の歩道の整備ですけれども、現在用地の交渉中。

それから、飯岡バイパスから海岸に至る道路は調査を終了したところ、このような返事を建設課の方からいただいております。

それと、合併の記念行事でございますけれども、合併の式典の当時に「あさひのまつり」という形で、いわゆる下座のようなもの、おはやしのようなものを式典の後、東総文化会館で実施をするのが一つ、それからもう一つは、市民ミュージカルを11月ごろに実施をしたいと思っております。昨年度も旧旭市で実施をいたしましたけれども、市民の皆さん方の素人の芸でありますけれども、指導をしているのが本物のミュージシャンでございます、非常に去年もいい仕上がりを見せてくれましたものですから、期待をしていただきたい、そのように思います。それともう一つは市民駅伝、1市3町を走るという形で計画をしているようです。

詳しいことは、また担当課から話をさせたい、そう思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは私の方から、木内議員より、児童・生徒の学力低下にどのように対応するかといったご質問に対しまして答弁をさせていただきます。

確かに、学力低下はマスコミ等でも一時取り上げられまして、保護者も不安に思っていることと思います。問題は、私は学力の中身であると考えております。マスコミ等が取り上げていたのは、二つの国際調査の結果からです。この調査は、知的教科で客観的な計測が可能なものの比較でした。学力、とりわけ知育、徳育、体育など全体的な比較ではないと認識しております。それにしても低下傾向にあることは好ましいことではございません。

学力の維持・向上に大きなかぎを握っているのは、私は教師の指導力であり、授業力であると考えております。教師の指導力や授業力は知識・技能の専門性だけではなく、人間性も重要なポイントであると思っております。つまり教師としての使命感や、この子どもたちの学力をどうにか伸ばしてあげようといった指導意識の向上が大切だと思います。教師の指導

力・授業力を磨くことが、子どもたちの学力向上に直結すると言っても過言ではございません。

教育委員会としましては、今年度の学校教育の指針の中で、確かな学力を付けることを重点の第1として位置づけてございます。さらに、小学校2校、中学校1校を研究指定校として指定させていただいております。研究指定校は、確かな学力を子どもたちにどのように付けさせるかといったことを研究テーマにそれぞれ取り組んでおります。そして市内の先生方に授業を公開いたしまして提案することとなっております。

また、米本教育長が就任して第1回の市内校長会の冒頭でも、基礎・基本の定着をそれぞれ校長先生方をお願いしたところでございます。各小学校は、一人ひとりの児童・生徒を大切に、きめ細かな指導で学力の向上を目指してくれるものと確信しております。

以上が1点目のご質問でございます。

2点目としまして、不登校の児童・生徒にどのように対応するかといったご質問ですけれども、不登校の状況ですが、ここ数年の年間の30日以上旭市内の欠席者は、小学校では平成15年度は14名、昨年度は1名、本年度は年度終わっていませんので比較にならないと思うのですが、7月までで3名でございます。中学校は、平成15年度が53名、昨年度が41名、本年度は7月までで18名と減少傾向にございます。また、この数字は昨年度の不登校状況としては、国や県と比較すると少ない方です。しかし、近隣の銚子市や八日市場と比較すると高い数値ですので、本市としても喫緊の課題であると認識しているところでございます。そして、課題解決のためにも、現在開設しております適応指導教室であるフレンドあさひの効果的な運用を図っていかねばならないと考えております。

また、小・中学校の取り組みとしましては、教師が一人ひとりの児童・生徒と直接面談をする教育相談週間を学期ごとに設定しております。また、校内長欠対策会議を開催しまして事例研修を行ったり、中学校には全校配置になっているスクールカウンセラーをお願いしたり、さまざまな対応策を工夫しているところでございます。

学校教育課としましては、11月から不登校支援連絡協議会を計画しているところでございます。これは不登校児童・生徒のいる学校でスクールカウンセラー、県の指導主事、教育長、社会福祉課の家庭相談員、学校教育課指導主事、必要に応じましては、旭中央病院の精神科医、児童相談所、児童福祉士を交えて協議をいたしまして、一人でも多くの児童・生徒が再登校できるよう話し合う予定でございます。

今後も、各学校や教育機関と協力していきながらさまざまな取り組みを推進しまして、不

登校の解消と不登校を起こさせないようにしていきたいと考えております。

3 番目に、2 期制、2 学期制に対する教育委員会の考えはということでございますけれども、1998年に中央教育審議会で学校の裁量権拡大の提言がございました。この提言を基に、国から県へ、県から地方教育行政へと地方分権の流れの中で、校長が学校運営のリーダーシップを発揮していくために、校長の裁量権の拡大が現在移行されているところでございます。

教育委員会としましては、できる限り各学校の判断によって、校長が自主的・自立的に特色ある学校教育活動を展開できる一つとして、2 学期制の取り扱いも考えていただきたいというふうに思っております。ですから、校長先生方には、ご自身の学校経営の理念をきちんと持っていただきまして、2 学期制にするか、3 学期制にするか、校長の責任として責任を持って学校運営に当たっていただきたいというふうに考えております。

また、文部科学省でも、2 学期制は全国統一に実施する性格のものではなくて、各教育委員会がメリットやデメリットをよく検討してというふうに言っております。近隣の市町を見ますと、教育委員会が2 学期制を打ち出し実施している所もございます。しかし、逆に校長の主体性や裁量権を狭めているのではないかと危惧しております。私は、もっと校長先生のお力を信頼して、自信を持って学校経営に当たっていただき、それを見守ることも教育委員会としては必要なのではないかなというふうに思います。

ただ一つ、各学校で校長先生が変わるたびに学期が変わってしまつては、保護者や地域の方々からの不信感を招くこともございますので、その際は教育委員会として実践校のメリットやデメリットをよく検討させていただきまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは私の方から大きな3 番目、災害対策について中の台風、地震等自然災害に対する対応はと、これにお答えいたします。

災害時に対する対応については、防災計画によってその対応を定めており、現在、新旭市の地域防災計画を策定中であります。当面の間は災害時等に迅速に対応できるよう、暫定の職員対応マニュアルを策定しましたので、全職員へ周知しております。台風や地震時にはこのマニュアルに沿って各配備体制をしき、関係各課と連絡をとって対応に当たってはおります。台風の接近時には、関係各課はもとより、各支所、消防署とも常に連携をとり、がけ崩れ等の危険箇所は雨水の集中箇所等の警戒に努め、さらには危険箇所等について事前に関係

各課と連絡をとり、側溝の清掃や土のう等で応急対策をするなど、被害を最小限に防ぐべく最善の対応をしていく所存であります。

以上です。

○議長（林 正一郎） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 台風、地震等自然災害に対する消防の対応についてお答え申し上げます。

私ども消防本部は、現在、私以下128名の職員で編成されております。私どもモットーとしましては、常に危機感を持って危機管理をする。そしてこの二つが無ければ危機対応できないということで、常に職員に訓示をしております。

ご質問の大量の降雨が予想される場合の災害発生に備え、消防の事前対応ということでございますが、この事前対応には二通りございます。一つは平常時の対応、次に警戒の対応というのがございます。平常時の対応については、これはやはり私どもの消防本部の警防規程によりまして、災害に備えて常に必要な資機材を十分に準備しておくこと。そしてさらに、この資機材を活用した訓練を常にやるということでございます。そしてそれに加え、急傾斜地、浸水危険箇所等の調査を実施、それらの箇所を把握しまして活動計画書の整備をすること、これが平常時の事前対策であります。

次に、警戒対策としましては、警報発令の段階で消防本部、消防署、そして消防団、これが各担当部署に集合しまして、警戒態勢をとります。この段階で資機材の増強あるいは雨量が多いと予想される場合には土のうを作り、あるいは消防団の分団に麻袋等の配布を行います。そしてさらに警戒出動ということで、旭、飯岡、海上、干潟各地区に大小隊を出動させて警戒態勢、これが警戒態勢が解かれるまで常時出動させます。そして危険箇所の発見に努め、また発見がされた場合には、地元の消防団と対応しまして土のう等の準備、土のうを積む、これらを実際に実施し、これからもこういったそういった対応をとっていくつもりでございます。

さらに、警戒時の部隊活動に関しましては以上のほか、がけ崩れの危険箇所への直接の電話による注意、それから広報活動、そしてさらには管内全域への警戒出動も実施しております。

発災対応につきましては、やはり第1次隊として消防本部が出まして、さらに増強が必要な場合には、地元の消防団の応援をお願いして対応しております。

以上でございます。

次に、地震の対応につきましては、消防本部では震度 5 弱で管理職以上が自己参集という義務付けをしてございます。それで状況によっては自己参集をする時点で、増強隊を作るために非番員の招集も実施します。

さらに、この発災ということになりましたら、非常時災害警防規程によりまして、128名全員の職員を招集しまして、本署であれば10隊の編成、分署であれば各 4 隊の編成をしまして、本部を含めまして合計約25隊の部隊編成をしまして災害対応に当たります。この場合の出場方式につきましては、やはり当初の出場については特命出場ということで1 隊を出します。そして現状で状況を把握し、さらに増員隊が必要であれば必要数を投入するという、そういう仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 自然災害現場の復旧の予定はということについてお答えいたします。

この件につきましては、松ヶ谷の大坂の現場でお答えしたいと思います。当地区の災害というのは、昨年10月の台風22号による秋雨前線により 1 日当たりとしては記録的な大雨による民有林ののりが崩れた。崩れたことによって土砂及び流木が当時の町道、今の市道に崩落したという、そういう災害でありました。旧海上町の地元の区民や消防団員の協力によって、土砂や流木が取り除かれたというようなものでありました。

さて、その民有林ののり面についてですけれども、現在特に対応したわけではありませんけれども、市としては二度と同じような災害を起こしてはなるまいと、次のような防止策を講じることといたしました。

現場は、最も高い所に畑が30アールほどあります。その畑にたまった水が民有林ののり面をおりてきて崩落したというような現場でありました。我々としましては、その畑の所有者に協力を得まして、まず畑の水の流れを変えてもらうということと、市も水が来ないように土のうを市の方で積みましょうということで、話し合いも済んでおります。

とにかく、最初の小さな流れを止めることによって大きな災害を防ぐということができるのではないかなと、こういうふう考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 5 番の都市計画についてでございます。

都市計画区域はいつごろまでに定めるかとのご質問でございますが、議員ご承知のことだ

と存じますが、この都市計画は一言で申しますと、住みよいまちづくりのための計画と言えます。この都市計画法やその他の法律に基づきまして、適正な制限または誘導のもとに農林漁業との調和を図りながら、災害に強い健全で文化的な住みよい町を作っていくということが都市計画の狙いでございます。

現在、この都市計画区域は旧旭市のみが定めておりまして、合併後に新市の都市計画を検討することとなっております。このようなことから、この都市計画区域につきましては、新市の総合計画や、また上位計画、その他土地利用計画等に基づきまして、今後こういった形が望ましいか、さまざまな調査を行いまして、計画や区域の設定を行っていきたいと考えております。

ちなみに、県内の状況でございますが、この都市計画区域を設定しているところは、県内74市町村ございますが、このうち58市町村が定めております。率で言いますと78%。この区域内に住んでいる人口は、千葉県の人口の約96%を占めております。面積で約70%ということになります。

いずれにいたしましても、都市計画の原案ができましたら、市民の皆様に十分な説明をしてまいりたいと考えております。

それから、先ほど議員、建築確認のお話がありましたが、今度、今後この都市計画区域の設定がなされましたら、新築する場合はすべて建築確認が必要となります。また、建築基準法の集団規定というのがございますが、これが適用となります。どのようなものかといいますと、例えば議員おっしゃっていましたが接道要件というのがございます。これは建築基準法におけます道路に2メートル以上の接道の義務、それから建ぺい率、容積率といいまして、建築面積、それから延べ面積の敷地面積に対する割合、それから用途地域といいまして、その用途において建物が建てられるか、建てられないかなどがございます。例えば、住居地域ですとカラオケ店とか工場などは建ちません。それから商業地域ですと、工場などの面積要件がございます。こういったことです。

このように、いろいろな規制がかかってまいります。やはり防災面・環境面からも、また住みよいまちづくりのためにも、この都市計画法や建築基準法が欠かせないものだと考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 木内欽市議員の一般質問は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時31分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

21番、木内欽市議員。

○21番（木内欽市） 多岐にわたる質問でございましたが、それぞれ丁寧にお答えをいただき、ありがとうございました。まだ時間も十分ございますので、要望を含め、第2回目の質問をさせていただきます。

先ほど江波戸先輩議員もおっしゃいましたが、私ども旧海上議会では長年一問一答方式をとっておりました。今回このような一般質問の方式にはまだふなれでございますので、お聞き苦しい点もあろうかと思いますが、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、第2回目の質問を行います。

市長の公約の実現に向けて具体的にお話をいただき、ありがとうございました。中央病院に隣接する県立旭農業高校に新しい科の新設ということでございますが、ただいま県に申請中とのことでございますが、これはやはりぜひ全力で取り組んでいただきたいと、このように思っております。現在あまり農業後継者等少なくなっておりますので、旭農業高等学校もせっかくあのいい場所にあって、ちょっと私も卒業生の1人として寂しい思いもしております。ぜひこれは全力で取り組んでいただければと思います。よろしく願いをいたします。

次に、合併記念事業でございますが、いろいろなお祭り等企画されているようでございますが、例えば住民に喜ばれる一番のあれは、商店街などと企画して合併記念特別セールなどというのをやっていただけたら、住民は安く買えてよかったななんて喜ぶのではないかと思います。もしそういうことがお考えがありましたら、またご検討願いたいと思います。要望ですから、お答えは結構でございます。

次に、各地域の均衡ある発展については、各学区ごとに住民懇談会等を開くという予定でございますが、恐らくそこでは出るかどうか分かりませんが、実は過去の合併を振り返りますと、例えば合併をして、これは旧旭市もそうだったでしょう、私どもの海上もそうだったんですが、一つの自治体から例えば町長なり市長なりが出ると、残りのもう一つの自治体から助役なり収入役あるいは教育長というようなことをやっておりました、過去にですね。こ

れはちょっと誤解されると困るんですが、現在の助役、教育長はもう適任で、私はこれに異を唱えるものではございません。ただ、こういうこともございましたが、当然市長も過去のそういう歴史を踏まえて、この人事をなさったことと思います。市長としてはそういった前例を踏まえて決断をなされたお考えがあらうかと思いますが、もし差し支えが無ければ伺いたいと、このように思っております。

次に、教育問題について再質問をします。先ほど学力低下等のことでございましたが、課長が答弁なされた国際基準というのは、多分国際学力調査OECDか、あと国際学習到達度調査PISAのことだと思いますけれども、やはりこれで見ますと、日本の読解力は、読んで理解する力ですね。これは8位から14位、数学的反応力に至っては世界1位から6位に低下をしているわけでございます。当然、この地域も恐らくそういった面での低下はしていると思いますが、これについてのお考えはどうでしょうか。再度お答えいただきたいと思います。

次に、不登校、登校しない子どもたちの数でございますが、今減っているということでございますが、やはり50名くらいは中学生でいるようでございますが。この小・中学校というのは義務教育で非常に大切だというのは今さら申し上げることではございません。一番重要な時期でございます、ですから義務教育であって。この間に学校へ行かないということは、字を読んだり書いたりほかに、この小・中学校というのは大きくなってからしてはいけないこと、あるいは守らなければならない決まりなど、そういうことも当然教わるわけであって、この不登校の学校へ行って、小・中学校の集団生活をできない子どもたちが社会人となって社会のルールを守れるはずが無いのであります。ですから、この登校しない子どもたちに対しては決め細やかな対応をなさっているようですが、ぜひ一層の対応をお願いしたいと思います。これも要望でございますので、お答えは結構でございます。

次に、災害対策について伺いをいたしますが、これは先ほど消防長からお話をいただきましたが、集中豪雨の危険箇所ということでございますが、こういう箇所は何か所ぐらい把握しているのか。分かればお答えをお願いします。

それと、阪神・淡路大震災以降見直されております防火水槽の件ですが、これは管内に何か所くらい現在ございますでしょうか。あと増設の予定は、例えば旧海上ですと年間2基の予算を組んでございましたが、新旭市としてはこういった予算はどのようになっていますでしょうか。分かりましたらお答えをお願いします。

次に、同じ質問でございますが、やはり去年の台風23号の、これは上陸前に、先ほども言

っていました台風23号の秋雨前線を刺激した、上陸前、もう10時間以上も前に既に記録的な集中豪雨ということで、うちの方の大地の場合は、これは飯岡にもあったと思いますが、それでもうがけ崩れが発生をしてしまったわけでございます。この場合には、やはり集中的に雨水が集中するわけであって、先ほど総務課長が土のうを積むとおっしゃっていましたが、やはり土のうを積んでいただければ、例えば崩れた箇所を私も見ましたが、土のうをもう1段積んでおけば、うちの方の災害は防げたといまだに反省をしております。だいたいうちの方が崩れるのは、旭の方々は山が無いから分からないでしょうが、すべてこれは雨による土砂崩れでありますので、雨水さえ崖の方へ行かないように防いでいただけるならば、この災害は防げるのであります。そのために要した費用はざっと1億円であります、うちの方の場合。

ですから、こう見渡しますと、飯岡から干潟まで、見た目には非常にすばらしいグリーンベルト地帯がつながっておりますけれども、ひとたびこれを誤りますと非常なお金がかかりますので、ぜひともこの点に対しては、先ほど下水の掃除とかなさるそうでございますが、この点よろしくをお願いをしたいと思います。これも要望でございますので、お答え結構でございます。

それとあと、道路の関係でございますが、中央病院へのアクセス道路という話が昨日から出ておりますが、これは一日も早く造っていただきたいと、こう思っております。そして、これは当然国道、線路を通過していくわけですから陸橋形式にしていいただきたいと、こう思っております。お金はかかるでしょうけれども、現在、旭市にはやすらぎ園さんの所とカワカさんの所のあれが陸橋になっておりますが、当時あれを考えた方はすばらしいなと今感心しております。あれが一般の交差でありますと線路と国道をまたぐわけであって、大変な交通渋滞が今ごろ起こっていたのではないかなと。旭がこう発展したのは、あの陸橋を造った方々の先見の明があったのではないかなと、こう考えております。千葉の方へ向かいますと、やはり八日市場の先辺りも道路がありますが、やはりあれ国道と線路を一気にまたぐ陸橋形式になっておりますので、ぜひその中央病院のアクセス道路は陸橋形式をお願いをしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それと、最後の都市計画について伺いますが、先ほど課長から細やかにいろいろな建ぺい率、容積率等のお話でしたが、今までなかった規制がやはり旧3町にはかかるわけでありまして、このほかにも道路車線制限等いろいろあると思いますが、住民はまだ全く理解しておりませんので、これがなった場合に混乱が生じるのではないかと思います、それ

に対しての対応をいま一度お答えいただきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それではお答えをさせていただきます。

まず最初の、いわゆる合併前の1市3町の均衡ある発展という問題に絡めまして、これまでですと、長が旭市から出たら、例えば旧3町から助役、収入役を出す、そういった形というのがよくとられたんだけれども、今回はどういうことかというお尋ねであったわけでございます。

本当に合併に際しては、旧3町の町長方に大変お世話になりました。今でもこのお三方からはいろいろなご指導をいただきながらまちづくりを進めていきたい、そのように考えております。そういった意味で、定期的にこういった皆さん方とは席をとといいますか、お尋ねをさせていただいて、ご意見を、ご指導をいただくように努めてまいりたい、そのように考えております。

ただ、私が助役を県からという思いを持ちましたのは、この合併で一番大事なのは、新市の建設計画をしっかりと実行していくことだろう、それが私の思いでありました。その新市の建設計画をしっかりと実行するに当たっては、やはり県の力を借りなければなかなかできないだろう、それが一番の思いでありました。同時に、私は助役というのは、自分の足りないところを補っていただくのが助役の役割だろう、そのように思っておりますものですから、私は農家のおやじでして、そんな意味では勝手なことを考えるのはそんなに人に負けないんですけれども、いざそれを実行するだけのやはり行政手腕というものを持っておりません。ですから、それを助役に補っていただいて、同時に議員方も職員にも助けてもらいながら、みんなでそういったまちづくりをしたいというのが念願でありました。ですから、県から助役というのが、もう当選をさせていただいた時からの自分の思いでありまして、県にお願いをさせていただいて、一番県と結びやすい、連絡のとりやすい重田助役を回していただいたというのが実際のところです。

あとは収入役もあるわけですが、今回収入役は、私としては置かないという方針であります。と申しますのは、10万以下の市では収入役は置かなくてもいい。同時に今総務省が考えていることは、近い将来に収入役を置かなくてもいいような形に進むような方向にあるようですから、今置かないで頑張ってみて、議員方も、本当に70人の議員方が冬の選挙で

は26人、本当に思い切った大なたを振るっていただくわけでありますから、そういった意味でも行政改革にもつながるような努力を我々も一緒になってしてみる。どうしても必要であるということであれば、またその時に考えればいいことです。方向としては収入役は置かない、そういった方向でいきたい、それが自分の思いですから、ご理解をいただきたいと思います。

それから、次に農学校の問題と中央病院のアクセス道路の問題、これは関連をするものですから一緒にお答えをさせていただきたいと思います。

といいますのは、この9月6日に課長全員を連れまして県にまいりました。そして、県の知事はじめ課長方と懇談会を持ちまして、旭市の新しいまちづくりに関して意見交換をさせていただいた。旭市のまちづくりに県の方も加わっていただいて、そして力をかしていただけるというお約束をいただいてまいりました。これからは県にいろいろ相談をしながら、そういったまちづくりを進めていきたい。この中央病院のアクセス道路なんかは、本当に最も大事な道路でありますから、いろいろとできるだけ早くやれる方向を探っていこうということをお願いをさせてもらっております。

同時に、中央病院は陸橋方式をとれということですが、もうそのとおりでして、それでなければJRの方が許可をおろしてくれません。ですから、そうなりますとどこでもいいというわけにいかないんです。国道からあまり近いと急になってしまって、いろいろな支障が出てまいりますものですから、そういったものも勘案しながら、位置を今決めていこうというところにあるわけであります。

農学校の問題に関しては、今全力でお願いをしております。7万1,000人の町になって高校が1校ということでは、本当にもう我々もどうしても納得できませんから、何としてでも高校2校は残していただく。同時に、あれだけの病院があるわけですから、実習でも何でもすぐもう中央病院で受けることができる。そういった利点を生かして、医療・福祉の郷として本当に全国から若い者に集まっていただいて、そしてそういった道へ進んでいただけたら、同時に我々のところでもそういった就職場も大いに設けながら進めていきたい、そんなふうに思いますので、議員方の応援もぜひお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（林 正一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 先ほど木内議員からのご指摘のとおり、二つの国際調査の結果

というのは、国際学習到達度調査でございます。通称P I S Aと呼ばれるものです。確かにこの結果を見ますと、読解力の平均得点が1回目のテストから比較しますと、1回目は日本は8位に位置していたんですけども、2回目は12位ということで非常に読解力が弱くなったというふうに評価されておりました。

このP I S Aの方の結果から読まれる中で、一つ私は気になっているのがあるんですか、それは生徒対象の調査項目において非常に悲観的なデータがあるんです。というのは、数学の授業中のアンケートの中に、「先生は生徒一人ひとりの勉強に関心を持っている」という項目と、「先生は生徒が分かるまで何度も教えてくれる」といったこういう項目が13か国中の中で最低でございました。ですから、私は先ほどお話ししたように、これからの教師の指導力、それから使命感、そういったものを大事にして考えていきたいなというふうに思っております。

また、各学校においては、この読解力が非常に下がってきたということを受けまして、朝の読書活動とかいったもので具体的に各学校は進めているということでございますので、その辺また教育委員会としても推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 都市計画の件でございますけれども、市民への周知でございます。原案作成にやはり2年から3年くらいかかります。どういったことかといいますと、もちろん農振地域とのすり合わせとか、関係機関との調整、それから住民への周知・説明、それから縦覧、公聴会等です。それから、これができましたら最終的に県の決定になりますので、県の都市計画審議会に諮りまして決定ということになります。だいたい最低でも3年くらいはかかるかなと思っております。確かに、市民の方ご心配なさるかと思いますが、十分な説明をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） がけ崩れの危険箇所は何か所あるかということでございますけれども、これについては県の方でもかなり整備も進んでおりますけれども、旧3町の中で現在まだ数か所ございます。今資料がございませんので、正確な数は申し訳ありません、後日報告でよろしいでしょうか。

次に、防火水槽の関係でございますが、既存の防火水槽については504基ございます。内訳としましては、40立方以上の防火水槽が342基、うち耐震性が26基、20立方以上40立方未

満が162基でございます。これを各地区ごと、旧市・町ごとに申し上げますとすれば、旭が282基、飯岡が73基、海上95基、干潟で54基でございます。この防火水槽の平成17年度の設置の状況でございますけれども、平成17年度は飯岡で既に3基が設置されております。これからもう一つ予定されているのは、海上地区で1基。ですから、平成17年度中は合計4基の防火水槽の設置がされます。

なお、この防火水槽につきましては、確かに現在、消火栓がかなり普及されておりますけれども、やはりこの消防の方の初期消火あるいは地震時の使用ということで、これからも消火栓の設置に並行しまして、やはり40トン以上の防火水槽が設置されるのが望ましいと考えます。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 21番、木内欽市議員。

○21番（木内欽市） それでは、再々質問をさせていただきます。

市長の政治姿勢について、よくお考えは分かりました。理解をいたしました。大変無礼な質問だったかと思いますが、他意はございませんので、どうかお許しをいただきたいと思います。

それでは続いて、児童・生徒の学力低下の関連の問題でございますが、やはりこれは文部科学省の言いなりにばかりなっているといけないのではないかなと、こんな気がしております。というのは、ゆとり教育、ゆとり教育と言われておりましたが、やはりこれはいじめの問題や家庭内暴力の多発等によって叫ばれてまいりましたんですが、加えて週休2日制になりましたので、登校する日数がだいぶ少なくなっております。中学生の場合、小学生も変わらないでしょうが、1月は16日、2月は19日、3月は17日、4月は19日、5月は18日、これを全部足しますと年間に197日しか学校へ行かないんです、登校しないんです。3年生になりますともっと少なくなって195日しか学校へ行きません。一生懸命勉強しなければいけない時期に、ちょっと昔から思うとだいぶ少ないような気がします。現実には笑い話のような話ですが、ゆとり教育を進めている文部科学省のお役人は、自分の子どもは私立の学校に行かせて、猛烈に勉強させて一流大学に進学させているという、こういう話を聞くんです。市独自の考えもあっていいと思います。

ですから、旭市は医療だけではなく教育水準も高いと、こうしていただければ、非常に住民が住んでよかったという市に一層近づくのではないかなと思うんですが、この件について再度お尋ねをいたします。

次に、同じく2期制、2学期制についての質問でございますが、文部科学省が教育委員会の方へ投げかけても、やはり学校長の裁量に任せているということでございますが、現在、市内で実施している学校はどこか、分かりましたらお答えをいただきたいと思います。

それと、やはりこういうのは先ほど課長も答弁の中にありましたが、やはり校長先生としては、今まで3学期制をやってきて、さあ自分が2期制、幾ら校長の裁量に任せられるとはいえ、なかなか校長先生はそこまで踏み込めないのではないかと、こんな気が私は素人なりにするんです。ですから、やはり当然この2期制のいい面というのは大変あると思います。日本はご存じのように四季がはっきりしていますから、3学期制がいいという意見もありますでしょうけれども、これから2期制への移行、いろいろ教育委員会としても調査をして、もしも2期制がやはりいいということであれば、教育委員会からある程度市内の先生方に、校長先生にアドバイスなりしてもいいのではないかなと、こう考えますが、今後の方針についてお聞かせをください。

次に、同じく道路問題、ただいま市長から陸橋でいくということで、私も聞いて本当に安心をしました。ぜひそれで、しかも早急に進めていただきたいと思います。

それで、陸橋ですと、場所によっては角度が急になるのではということでございますが、むしろ私は角度が急になっても、陸橋の延伸を広域農道の方に伸ばしていただいた方が助かるという気もいたしております。というのは、遠くから来る人はそれだけ中央病院へ来るのに時間がかかるわけでありまして。ご存じのように、この会場にいらっしゃる方はもちろんでございますが、今まで中央病院のお世話にならなかったという人は1人もいないのではないかなと、こう思っております。1分1秒を争う時に、過疎地とは申しませんが、この中心より離れている地域の人々にとっては、急に具合が悪くなっても、救急車で来ても、救急車が来るまで、往復の時間を合わせるとやはり20分、30分かかってしまいます。自分の車で飛ばしてきても、やはり15分くらいかかりますので、本当にいい道路を早く造っていただければ、住民もこの大きな中央病院、本当に頼りにしていますので、ぜひそちらの方のご配慮をお願いしたいと思います。

いろいろ質問をいたしました。やはり市長の公約であります旭に住んでよかったと、合併してよかったと、こういったまちづくりを進めていただきたいと思います。これからは少子・高齢化で、人口が増えていた旭市も3年後くらいからは減少に向かうようでございますが、市長がおっしゃっておられますように、中央病院を核とした官民一体のまちづくりを進めれば、人口は減るどころか増加に向かうんだと、8万人を目指すんだという力強い市長の

熱意に期待をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 正一郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 道路問題ですけれども、これは今これから設計に入るところですから、いろいろな面検討しながら、建設課の方で対応をお願いしていきたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） 児童・生徒の学力低下について、木内議員からのお話でございますが、図らずも、私も実は公教育といいますか、小・中学校あるいは高等学校のそういう公教育についての先生方の意識といいますか、そういうものについてもっとしっかり持ってもらいたいと常々思っていたところでございます。

確かに、いろいろ経済力もあり、地位もありというような子弟が、例えば本市のようなところであれば、都会へ行っても子どもを教育させるとか、あるいは海外に留学させるとか、そういう傾向は確かに日本で今出ているところでございます。それはいろいろ学校での時間数の問題とか、確かにご指摘のとおりのところがございます。ですけれども、先ほど学校教育課長からも話がありましたように、先生方に一生懸命頑張ってもらいたい、そういうようなものに負けないようなしっかりした教育をしていただきたいということは常々お願いしているところでございます。

先ほど学校教育課長からもありましたが、やはり学校の役割の一番大切なことは、これは学力を付けることであろうと思っております。ですから、基礎・基本をしっかりと付けて、そして社会に出てそれを生かせるような力ということで、単なるペーパーテストの結果ではなくて、集中力、洞察力、そして人との交わるコミュニケーション能力、そういうものをしっかり学校の授業の中で付けていただきたいということを校長先生方にもお願いしたところでございます。これは一朝一夕にはいかないことかと思いますが、このことにつきましてはしっかりとやっていただきたいと願っているところでございますので、いろいろな面から検討いたしまして、具体的にどうしたらいいか、そしてまた私たち教育委員会としても、先生方にどのようなことを支援していったらいいかということを、これから検討していきたいと思っていますところでございます。

それから、2期制、2学期制に対する教育委員会の考えということでございますが、これにつきましても、ただいままだ試行段階でございますので、メリット、デメリットをよく検

討いたしまして、確かにこの方が子どもたちのためになるということでございましたら、やはり教育委員会としてもそのような方針を打ち出したいという、そういう気持ちはございます。しかし、現時点ではまだそこまでいっておりませんので、検討中というところでございます。

実施している所は、市内では旭中央小が昨年から行っております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 実施しているということで、今教育長からございましたように、市内では1校ということです。近辺では佐原市、それから八日市場市が2学期制を施行しております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 先ほど2質の方で出ました急傾斜地危険区域、これについて箇所でございますけれども、22か所でございます。

○議長（林 正一郎） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（林 正一郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日29日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時 5分